

平成 27 年度
自 己 点 検 評 価 書
[平成 26 年度報告書]

平成 27 (2015) 年 6 月
サイバー大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1 使命・目的等	4
基準 2 学修と教授	10
基準 3 経営・管理と財務	45
基準 4 自己点検・評価	60
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	64
基準 A 地域連携・社会貢献	64

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

「～情報革命で人々を幸せに～」(ソフトバンクグループの経営理念)

サイバー大学(以下「本学」という)は、ソフトバンクグループ創業以来の志が凝縮されたこの経営理念に立ち、ソフトバンクグループを親会社として設置された株式会社立大学である。平成19(2007)年4月に、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」(特例措置番号832)と称する規制の特例措置の適用を受けて開学した。インターネットを利用し、昼夜を問わず学べるオンデマンドの学修環境を整備している高等教育機関は、欧米や韓国等には数多くの前例があるが、スクーリング(面接授業)を一切課すことなく、卒業要件単位のすべてをインターネット経由の「高度メディア授業」で履修させ、通学制大学の4年間の教育課程と同等の教育を行って学位を与える大学は、日本では本学が初めてである。

通学不要の「インターネット大学」として、キャンパスに足を運ぶことの難しい社会人や、身体的な理由で通学が困難な者など、これまで高等教育を受ける機会を逸してきた者に対し、分け隔てなく学修の機会を提供することを目指しており、本学の根底を成す教育理念としては、「場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成する」と謳っている。

また、学則の第1条には、本学の目的並びに使命として、「学校教育法第83条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と記載している。

そして、親会社が通信事業を営むソフトバンクグループの事業資産を活かし、タブレット型PC等によるモバイル端末を活用した受講環境を段階的に整備し続けているところであり、平成24(2012)年度からは、モバイル端末を含め、各学生が利用する複数の端末からの学習を一元管理できるクラウド型学習管理システム「Cloud Campus」の本格運用を開始している。多忙な社会人学生が、早朝でも深夜でも時間を選ばず在宅のまま受講できるのはもちろん、通勤中や昼休憩等の隙間時間も無駄にせず、モバイル端末等を活用して効率的に学ぶための学修環境を確保している点が、本学の大きな個性・特色である。

また、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供するため、オープン・アドミッションによる学生受入れを行い、それを「アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)」に掲げており、教育活動の成果を評価する際の基準としては、学部の教育課程において「ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」を策定し、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の修得水準を求めるのかを具体的に定めている。

スクーリングの無い通信制大学として、入試による入学者選抜を行わず、出口における質保証は厳格に行うこととしているため、肌理の細かい学生支援体制の整備に努めており、それも本学の個性・特色のひとつである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 19(2007)年度 4 月	サイバー大学 IT 総合学部 IT 総合学科及び世界遺産学部世界遺産学科開設
平成 22(2010)年度 10 月～	世界遺産学部世界遺産学科の新規学生募集停止
平成 23(2011)年度 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 コース・プログラム制開始

2. 本学の現況

・ 大学名

サイバー大学（英文名：Cyber University）

・ 所在地

福岡県福岡市東区香椎照葉三丁目 2 番 1 号 シーマークビル 3 階（福岡キャンパス）
東京都港区芝公園 1-6-8 泉芝公園ビル 4F（東京オフィス）

・ 学部の構成

IT 総合学部（IT 総合学科）
世界遺産学部（世界遺産学科）

・ 学生数（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

IT 総合学部正科生 1,520 人
世界遺産学部正科生 43 人

・ 教員数（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

IT 総合学部専任教員 21 人
IT 総合学部客員教員 49 人
世界遺産学部専任教員 1 人（IT 総合学部と兼任）
世界遺産学部客員教員 7 人

・ 職員数（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

事務職員 54 人（ティーチング・アシスタントを含む）

平成 19(2007)年度に開学したサイバー大学は、構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」（特例措置番号 816）と称する規制の特例措置の適用を受けた株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパス（福岡キャンパス）を配置している。

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用も受け

て開学し、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）として、日本全国の全都道府県、さらには海外にまで広範囲に在住する学生を受け入れている。

平成 22(2010)年度 10 月からは、入学定員の重点化施策という位置付けの下、厳しい運営状況にあった世界遺産学部を募集停止したが、親会社であるソフトバンクグループとの緊密な連携の下、IT 総合学部の潜在的な志願者層にターゲットを絞り、人的・資金的資源を集中させた結果、IT 総合学部の入学者数は毎年堅調に増加し、平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの直近 3 ヶ年では、毎年安定的に 400 人を超える新入生を獲得できるようになっている。また、平成 25(2013)年度以降、IT 総合学部の再編後のカリキュラムで編入学を受け入れることになってからは、編入学者数も飛躍的に増加しており、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図るため、収容定員変更に係る学則の変更について文部科学省に届出を行っている。直近の平成 27(2015)年度春学期の 1 年次入学者数は 194 人であり、これに今年度秋学期の入学者数を加えるならば、入学定員充足率は 70%程度まで改善される見込みである。

また、全学的な弛まぬ改善活動によって教育課程の充実と学修支援の強化を推進した成果として、大学事業単体での損益改善は、平成 24(2012)年 1 月度取締役会の中期経営計画よりも前倒しで遂行することができている。入学者増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入の増加と併せて、サービスに対する適正対価を目指した不断のコスト削減を継続してきたことで、平成 26(2014)年度は営業損益▲0.2 億円まで赤字を圧縮することができた。単年度での収支は、バランスが取れるところまで着実に改善しており、平成 27(2015)年度における大学事業単体での黒字化は確実に達成できる見通しとなっている。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用を受けており、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる「インターネット大学」である（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）。

授業はすべて高度メディア授業であり、「毎回の授業の実施に当たって」、「当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」という要件を満たし、「大学設置基準第 25 条第 1 項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」である（「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号）。

卒業要件にスクーリング（面接授業）を一切課していないことに加えて、昼夜を問わず学べるオンデマンドの学修環境を整備していることにより、キャンパスに足を運ぶことの難しい有職社会人の学生の割合が約 65%と最も高く、身体的理由で通学が困難な者も学生として在籍している。そのほか、高校新卒で入学する者、シニア、主婦等、幅広い年齢層・学歴・職種 of 学生を受け入れている。また、学生の在住地も、日本国内の全都道府県はもとより、海外にまで広域に分布している。

このように、地理的・時間的な制約を受けずに学べる環境を確保している本学は、「学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命」としており、これを学則第 1 条として簡潔かつ明確に定めている。

また、学部学科の教育目的については、学則第 3 条に以下のとおり定義している。

学部学科の教育研究上の目的（学則第 3 条の 3）

- (1) IT 総合学部 IT 総合学科は、一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観

を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求することを教育研究目的とする。

- (2) 世界遺産学部世界遺産学科は、世界遺産という、現在の人類が共有し、未来に継承すべきかけがえのないものを「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）ことを通じて、自然と人間の営みを明らかにし、人間の尊厳性を高めることを教育研究目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

IT 総合学部の教育研究上の目的に関しては、アドミッション・ポリシーにおいて、「IT のわかるビジネスパーソン」及び「ビジネスのわかる IT エンジニア」という簡潔な表現を用いて、人材育成の目標を分かりやすく示している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は明確かつ簡潔に定められているが、本学の運営に関わるすべての構成員の共通ビジョンとして更に浸透させるため、学校設置会社であるサイバーユニバーシティ株式会社の経営理念についても、平成 27(2015)年度中に分かりやすい表現にまとめ、公表する予定である。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）に基づく規制の特例措置の適用を受け設立された 4 年制の大学は、本学を含め日本では 2 校しか存在しない。その趣旨を学則第 1 条に目的並びに使命としてまとめ、またその個性・特色を分かりやすく理解できるように、「いつでも」「どこでも」学ぶことができるという本学の明確な特長を、分かりやすい表現で大学ホームページの「学長あいさつ」に明示している。

1-2-② 法令への適合

学則に規定した目的並びに使命は、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

1-2-③ 変化への対応

学則に規定した使命・目的と教育目的の一部見直しとして、平成 24(2012)年 9 月教授会において審議し、第 3 条の 3 として「学部学科の教育研究上の目的」を明文化し、文部科学省に学則改定の届出を行っている。

IT 総合学部では 20～40 代の有職社会人が主な学生層であるが、本学が依拠する構造改革特別区域法の趣旨においても、「インターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育等の社会的な要請に応える大学の設置を促進するもの」（「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）と謳われており、本学の実情は特区計画に沿ったものとなっている。

また、10 代から 20 代前半の若年層や、シニアや主婦等を含む幅広い層のニーズもあり、使命・目的に掲げた「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供」という趣旨にもかなっている。急速な経済・社会の変化に応じて職業や働き方にも変化が生じているなかで、通学不要で社会人も学びやすい環境を提供する本学の使命・目的は、今後も益々重要といえる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び IT 総合学部の教育研究上の目的に関しては、日進月歩で変化する情報技術とビジネスへの応用力を常にキャッチアップできるように、社会情勢等を見極めながら適宜検証を行うものとする。

現在、世界遺産学部は募集を停止しているが、開学からの使命・目的及び教育目的を果たすため、在籍する 43 人が卒業するまで責任ある指導体制を維持する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《 1-3 の視点 》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

前述のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は学則において明文化している。学則改定の際は、教授会の事前審議を行う会議体としての位置付けを持つ全学運営委員会で、予め協議検討を行っている。

全学運営委員会は、委員長を務める学長以下、副学長、学部長、専門・教養・語学教務主任、学生主任等の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、法務部長、システム部長等の職員管理職が構成員となって審議を行うものであり、構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も「本会に参加し、意見を述べることができる」と

規程に定めている。また、学長には取締役を兼務させ、法人・教学の両部門の橋渡し役としての役割を担わせており、取締役会の理解と支持の下に、段階的に審議を進めるための意思決定体制を構築している。

さらに、全学運営委員会に上程する前の段階で、IT 総合学部の専任教員を構成員とする IT 総合学部運営委員会で事前審議を行っている。

なお、使命・目的以外の組織を規定する上位概念としては、本学の教育がこうあるべきだという根本の考え方としての「教育理念」や「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」等を策定した実績がある。その際も、全学運営委員会等での事前審議を経た後、教授会で決議しており、取締役及び教職員の理解と支持を得ながら、トップダウンとボトムアップの調和に配慮した意思決定を行っている。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、インターネット上のキャンパスである学習管理システム内に掲載し、教職員及び学生が常に閲覧できるようにしている。また、教授会を経て学則の改定が決議された場合には、文部科学省への届出を行った後に教職員及び学生に告知し、周知・徹底を図っている。

学外に対しては、大学案内パンフレットや募集要項に掲載するとともに、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）が公布され、平成 23(2011)年 4 月 1 日から施行されたことを受けて、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設けており、そこで「目的と使命」、「教育研究上の目的」を公表している。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成 24(2012)年度第 1 回教授会において、「サイバー大学中期目標」（平成 24(2012)～平成 26(2014)年度）を策定し、以下の 3 つの事項を「ミッション・ステートメント」として掲げている。

「No.1 インターネットオープンユニバーシティ」を目指して

- I. IT 分野での社会人の再教育 ～「IT の分かるビジネスパーソン」と「ビジネスの分かる IT エンジニア」を育成～
- II. 完全インターネットによる教育機会提供 ～「自己の価値向上」の為の「学び」を支援～
- III. 「Cloud Campus」構想 ～最先端の大学 e ラーニングシステムの拠点形成～

I 及び II については、学則に規定した使命・目的及び IT 総合学部の教育研究上の目的に照らし合わせ、IT 総合学部における将来構想の 2 本柱として明示したものである。また、本学の 3 つの方針にも使命・目的及び教育研究上の目的を反映させている。

I は、社会人の学び直しのニーズを踏まえ、実践性の高い IT（情報技術）とビジネスの両方を学ぶことのできるカリキュラムを発展向上させていく意思表示であり、「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」のなかでは、テクノロジー及びビジネスの両コースとしてそれを具体化し、また「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）」もそれに沿って定

義している。

Ⅱは、①有職社会人の職場でのスキルアップや転職チャレンジ、②無職者の就職再チャレンジ、そして成人層はもとより、③高校新卒入学者が、本学の長期インターンシップ制度を活用して学びながら働く、④さらに高卒者が、音楽や芸術、スポーツ等、多様な夢を希求しながら学ぶというように、「自己の価値向上」のための学びの場の提供及びその支援体制の充実強化を表明するものである。

Ⅲに関連して、本学は、平成 24(2012)年度より、モバイル端末を含む複数のデバイスからの受講を一元管理できるクラウド型学習管理システム「Cloud Campus」の本格運用を開始している。インターネット大学の先駆けとしての本学が、最先端の大学 e ラーニングシステムの研究開発に取り組むことへの意思表示として、例えば一般的な通学制の大学においても、対面授業とインターネット授業とを組み合わせたブレンド型教育が推進されていくと予測されるなかで、本学の教育システムや教育効果の検証の報告が役に立つと思料している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、次に述べる教育研究組織を整備している。

① 学部学科

「IT 総合学部 IT 総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の 2 学部 2 学科を学士課程として設置している。なお、「世界遺産学部世界遺産学科」は現在 43 人が在籍しており、すべての学生が卒業するまでは責任ある指導体制を維持していく。

② 学務部

教育研究活動支援及び学生支援の中核を担う事務組織としては、平成 25(2013)年 6 月より、従来までの教務部と学生部を統合して学務部を設立しており、その傘下に授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、学生サポートセンター、システムサポートセンター、入試課（平成 26(2014)年 9 月より統合）、研究推進課を置いている。

組織規程別表の「業務分掌表」に定める学務部の分掌事項は、学則に関する事項、学位に関する事項、教授会・全学運営委員会及び教学関連の諸会議に関する事項、一般試験に関する事項、教育研究の点検・評価に関する事項、学位記等に関する事項、大学の制度及び教学の基本的事項の調査に関する事項、学部関係規約の制定及び改廃に関する事項、研究活動・研究費の管理に関する事項、文科省対応（大学部門に関する事項の対応）、図書館の運営に関する事項、授業コンテンツ企画・制作・評価及び管理に関する事項、学生の課外活動に関する事項、学籍に関する事項、奨学制度及び奨学生に関する事項、学生の就職に関する事項、学生募集に関する事項等である。

学務部傘下の各課・センターの機能と役割の詳細については、基準項目 2-3「学修及び授業の支援」等に記す。

③ 附置機関

社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化及び新しい教育研究分野への展開を目的に、「サイバー大学研究機構」を設置し、その下に本学専任教員が所長となって「プロジェクト研究所」を設立できるようにしている。研究機構の分掌事項は、研究所群の総合的な運営・調整に関する事項、研究所の事業の推進・支援、研究所の研究成果の公表・広報活動、研究活動の評価に関する事項等である。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を本学の基本的な方針として学内外に周知し、中期目標のミッション・ステートメントや3つの方針に反映させている。概ね中期目標に掲げた行動目標に沿って進められているが、直近の状況も踏まえて、平成27(2015)年度～平成29(2017)年度の3ヶ年計画に更新する。

サイバー大学研究機構については、平成24(2012)年度の認証評価受審時の点検・評価で「実態に即した形で、研究機構並びにプロジェクト研究所の目的や設立要件等を再定義する」ことを予定していたが、研究機構の事務を兼務する学務部研究推進課の研究活動支援により、近年ではIT総合学部の教員を中心に、本学の特色であるeラーニング関連の組織的な研究が始められているため、議論を一旦保留としている。今後の研究活動の実態を見つつ、状況に応じて検討を再開する。

[基準1の自己評価]

基準1全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は、構造改革特別区域法に基づき「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」として平成19(2007)年4月に開学した。

大学の使命・目的及び研究目的については、地理的・時間的な制約を受けずに学べる「インターネット大学」としての個性・特色を反映しつつ、具体的かつ明確に定め、大学ホームページや学則等を通じて学内外へ周知するとともに、「サイバー大学中期目標」や3つの方針に反映している。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、学部・学科、その他の事務組織を整備し、適切に管理・運営を行っている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、その「教育理念」として、「サイバー大学は、場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成することを理念とする」と大学ホームページで公表している。

本教育理念等に則り、これまでキャンパスへの「通学」が障壁となって大学進学を断念してきた社会人等、学ぶ意欲を持つ者に広く門戸を開き、その成長意欲に応える大学として、本学は学力試験による選抜は行わず、入学時の出願書類で資格要件を確認し、また「勉学に意欲のある」ことを確認できた者を合格とする、いわゆるオープン・アドミッションによる入学者受入れを行っている。オープン・アドミッションであることは、正科生、科目等履修生、特修生の学生種の別によらず、募集要項、大学ホームページ等において、出願資格を明示するとともに、「学力試験はありません」、「提出書類により選考を行い、入試判定委員会および教授会審議を経て可否を決定します。なお、選考の過程で、提出書類による選考だけでなく電話面談を実施する場合があります。」と明確に開示している。

そして、文部科学副大臣通知「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、高校段階で習得しておくことが望まれる基礎学力や、日本語を母語としない学生の日本語能力もできるだけ具体的に示すことに配慮し、以下のとおり IT 総合学部のアドミッション・ポリシーを定め、それを大学ホームページ、募集要項、入学手続きサイトで公表している。

IT 総合学部 アドミッション・ポリシー

IT 総合学部は、世界的にデジタル化が進む社会において「IT のわかるビジネスパーソン」や「ビジネスのわかる IT エンジニア」という、知識的にも技能的にも今後の社会に求められるバランスの取れた人材の育成を目指しています。学部カリキュラムでは、基礎においてプログラミング言語の習得からウェブ・サーバの構築ができる実務を身につけると同時に、経済や経営の基礎も学習します。

入学に際しては、IT を使いこなせるプロフェッショナルを目指して勉学に意欲がある、すべての人^(注)に門戸を開いています。入学後には、進路にかかわらず、一律に IT に関する技術系基礎科目が必修となり、そのためには高校卒業程度の数学と英語の基礎知識が求められます。仮に履修の不足分野がある場合や、復習が必要な場合には、入学者それぞれに合わせて補習授業を行い、弱点を補います。

(注) すべての授業は日本語で行われるため、日本語を母語としない学生は日本語検

定 2 級 (N2) または実用日本語検定 (準 B 級) 以上の日本語力を必要とします。

- 1) 日本留学試験「日本語」の「読解・聴解・聴読解」の合計得点 200 点以上、「記述」の得点 25 点以上 (2 年以内に受験したもの)
- 2) 日本語能力試験 (N 2) 以上
- 3) 実用日本語検定 (準 B 級) 以上

また、身体的に障がいをお持ちの方には、障がいの種類や程度によって、受講できない科目がありますので、別途ご相談ください。

なお、世界遺産学部については平成 22(2010)年度秋学期からの新規学生募集を停止しているため、アドミッション・ポリシーは公表していない。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

社会人の入学希望者が多いことを踏まえ、正科生、科目等履修生、特修生の入学時期を、年 2 回 (4 月・10 月) としており、また、社会人の学士編入学の需要に鑑み、平成 26(2014)年 12 月に文部科学省に収容定員変更の届出を行い、2 年次編入 50 人、3 年次編入 325 人を受け入れている。

入学者の受入れに必要な提出書類は、入学願書、志望動機書、その他必要証明書類等である。志望動機書には、①サイバー大学を選んだ理由、②何を学びたいか、③学んだことをどう活かしていきたいか、の記入を必須としており、各学生の入学時における学習ニーズの傾向や、社会人学生のワーク・キャリア形成の目的の把握に努めている。また、入学願書、志望動機書の 2 点に限り、「入学手続サイト」よりインターネット経由で直接提出することができ、国外に在住する者も一次的な出願ができるよう配慮している。

障がいを有する者への対応は、入学の受付の際、学生サポートセンターの事務担当者が電話による確認を行っており、例えば、視覚・聴覚障がい者に対しては、予めサンプル授業を受講させ、問題のないことを確認した上で出願させている。

出願者の合否判定については、「志望動機チェックリスト及び判定ルール」によって、「思考力・判断力」「表現力」「学習意欲」「大学に関する理解」の 4 項目についての評価基準を設け、入試判定委員会の委員による合議で「合格」「合格 (指導)」「再審査 (要面談)」「不合格」を判定し、その判定結果を教授会で審議した後、学長が合否を決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部の正科生の入学定員については、近年の編入学生増加傾向を踏まえ、平成 26(2014)年 12 月に文部科学省に収容定員変更の届出を行い、1 年次入学定員 425 人、2 年次編入学定員 50 人、3 年次編入学定員 325 人、収容定員 2,500 人と定めている。

平成 22(2010)年度 10 月からは、入学定員の重点化施策という位置付けの下、厳しい運営状況にあった世界遺産学部を募集停止したが、親会社であるソフトバンクグループとの緊密な連携の下、IT 総合学部の潜在的な志願者層にターゲットを絞り、人的・資金的資源を集中させた結果、IT 総合学部の入学者数は毎年堅調に増加し、平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの直近 3 ヶ年では、編入学生を含めて毎年安定的に 400 人を超える入学者を獲得できるようになっている。

平成 27(2015)年度春学期の 1 年次入学者数は 194 人であり、これに秋学期の入学者数を加えるならば、1 年次入学定員数を平成 27(2015)年度から 425 人に減員したことにより、入学定員充足率は 70%程度まで改善される見通しとなっている。仮に学則変更後の入学定員 425 人で換算した場合、平成 25(2013)年度は 81.4%、平成 26(2014)年度は 71.5%の入学定員充足率となり、直近の実績において毎年安定的に 0.7 倍以上の入学定員確保ができるまで改善しているといえる。

表 2-1-1 正科生の 1 年次入学者数、入学定員充足率推移 (単位：人)

学部		H22	H23	H24	H25	H26	H27 春***
IT	出願者数*	189 ((24))	401 ((41))	546 ((21))	480 (48)((59))	405 (29)((227))	265 (11)((131))
	合格者数*	151 ((19))	314 ((27))	455 ((4))	371 (48)((49))	323 (28)((195))	213 (11)((108))
	入学者数*	142 ((16))	292 ((20))	427 ((3))	346 (44)((48))	304 (28)((182))	194 (11)((101))
	入学定員*	600 ((50))	600 ((50))	600 ((50))	550 (80)((30))	550 (80)((30))	425 (50)((325))
	入学定員充足率**	23.7%	48.7%	71.2%	62.9%	55.3%	45.6%

(*) それぞれの数値の()は 2 年次編入学、(())は 3 年次編入学を表示

(**) 入学定員充足率は、いずれも 1 年次の一般入学者のみで算出(編入学者は含まない)

(***) 平成 27(2015)年度は春学期募集のみの数値

編入学・転入学の受入れも積極的に行っている。平成 25(2013)年度からは、IT 総合学部の再編後のカリキュラムで初めて編入学を受け入れることとなり、平成 24(2012)年と平成 26(2014)年に行った学則改定の届出により、2 年次・3 年次の編入学定員を段階的に拡大した結果、平成 26(2014)年度は年間 210 人の編入学者を確保できるようになった。平成 27(2015)年度春学期だけで 112 人の編入生を獲得できており、前年同様に年間で 200 人近くなることが予測される。全体の入学者数に占める編入学者数の割合は、近年では 35～40%程度まで増加している。

表 2-1-2 編入学者を含む入学者数の推移と編入学者の割合 (単位：人)

学部		H22	H23	H24	H25	H26	H27 春**
IT	入学者数 (編入含む)	158	312	430	438	514	306
	編入学者数*	16	20	3	92	210	112
	編入割合	10.1%	6.4%	0.7%	21.0%	40.9%	36.6%

(*) 編入学者数は、平成 25(2013)年度以降は 2 年次編入学と 3 年次編入学の合計

(**) 平成 27(2015)年度は春学期募集のみの数値

これら入学者の獲得は安定的な大学運営の基本であるため、本学では学生募集を担当し

ているマーケティング・コミュニケーション部（平成 26(2014)年 9 月より学務部傘下の入試課に統合吸収）を中心に、1. 大学説明会の運営方法の見直し、2. Web 広告に特化した広告宣伝活動、3. 大学ホームページおよびパンフレットのリニューアル、4. 就職に強い学校づくり、5. 社会人募集活動の改善の 5 点を柱に学生募集活動を推進してきた。

特筆される改善点は、Web 広告や大学ホームページにおいて、徹底した数値管理による広告効果やユーザ動向の把握に努め、本学の関心層（見込み入学者）である資料請求の獲得数を大幅に向上させている。また、関心層の獲得に特化した結果、大学説明会予約数や出願者数も堅調に増加しているといえる。

表 2-1-3 資料請求者数、大学説明会予約数、出願者数の推移 (単位：人)

学部	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27 春*
IT	資料請求者数	2,118	12,302	16,395	16,963	27,319	15,222
	大学説明会予約数	344	574	704	824	841	574
	出願者数**	213	442	567	587	661	407

(*) 平成 27(2015)年度は春学期募集のみの数値

(**) 出願者数は 2・3 年次編入学者数も含む数値

正科生以外の入学者獲得に関しては、平成 25(2013)年度秋学期より「特修生を経た正科生入学」を制度化し、高校卒業資格を持たず、大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格していない者でも、特修生として 1 学期以上の期間本学に在籍し、本学の指定する科目を 16 単位以上修得した場合、入試選考を経た上で正科生として入学できるようにしている。これに伴い、平成 25(2013)年度では年間 10 人に留まっていた特修生の入学者数が、平成 26(2014)年度には年間 22 人まで増加し、平成 27(2015)年度は春学期だけで 20 人に達している。

表 2-1-4 特修生の入学者数推移 (単位：人)

年度	H24	H25	H26	H27*
特修生	3	10	22	20

(*) 平成 27(2015)年度は春学期募集のみの数値

各種施策の効果による全体的な入学者数の増加に伴い、在籍学生数も毎年上昇傾向にある。平成 27(2015)年 5 月 1 日時点の IT 総合学部学生数は 1,520 人、収容定員充足率は 60.8% に到達しており、このまま順調に行けば平成 28(2016)年度には充足率 70% を超える見通しとなっている。

表 2-1-5 正科生の収容定員充足率推移

(単位：人)

学部		H22	H23	H24	H25	H26	H27
IT	在籍者数*	680	872	1,094	1,255	1,387	1,520
	収容定員	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	収容定員 充足率	27.2%	34.9%	43.8%	50.2%	55.5%	60.8%

(*) 毎年5月1日時点の学校基本調査の数値

なお、独立行政法人 IPA（情報処理推進機構）が平成 26(2014)年 4 月に発表した「IT 人材白書」によれば、IT 人材が不足していると回答した企業は平成 21(2009)年度調査の 48.8%から、平成 25(2013)年度の 82.2%にまで急増している状況である。IT 関連業界だけでなく、すべての業界においてビジネスの IT 化は進んでおり、日常生活においても IT は不可欠な要素になっている昨今において、IT 総合学部が育成を目指す「高度 IT 人材」は、客観的データとしても社会的需要が年々高まってきているといえる。

また、平成 26(2014)年度の学校基本調査の結果によれば、全国的な入学志願動向として、大学に在籍する有職社会人学生の割合は、平成 16(2004)年度調査の 16.8%から、平成 26(2014)年度の 22.3%まで増加している状況である。社会人の再教育に資する実践的な教育プログラムを提供するカリキュラムを備え、すべての授業をインターネットで提供することができる本学の特性は、以上のような動向にも適しており、これに加えて情報通信業界をリードする親会社のソフトバンクグループと強固なパートナーシップを持った大学運営を行うことで、IT の活用とビジネスの実務について生涯を通じて学習したいと考える意欲的な志願者層をターゲットにした学生確保が今後も十分に期待できると考えられる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーに沿った入学者獲得のための継続的な努力とともに、平成 25(2013)年度からは IT 総合学部の再編後カリキュラムでの編入受入れを強化し、入学者数の実態に合わせて 2 年次・3 年次の編入学定員を段階的に拡大した結果、直近 3 ヶ年では、編入学生を含めて毎年安定的に 400 人を超える入学者を獲得できるようになっている。また、在学生数も平成 27(2015)年 5 月 1 日時点で 1,500 人を超え、平成 28(2016)年度には収容定員充足率 70%を超える見通しであり、着実に改善が進められているといえる。

平成 24(2012)年度の認証評価受審時の点検・評価では、科目等履修生数増加施策として「履修証明制度」の構築を検討したが、正科生を増加する施策を優先し、特修生を経た正科生への転籍制度で一定の成果が得られつつある。今後更なる定員充足を図るため、平成 27(2015)年度からは、各地の専門学校と協定を締結し、専門学校に通いながら本学の正科生としても入学して、学士号取得を目指した受講ができる併修生の制度を開始し、協定校を増やしていく予定である。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

IT 総合学部のカリキュラムでは、学部の教育研究上の目的を踏まえた育成人材像を明確にするため、「ビジネスのわかる IT エンジニア」及び「IT のわかるビジネスパーソン」の 2 本柱を掲げ、平成 23(2011)年度以降の入学向けにカリキュラムを再編している。具体的には、履修上の区分として次表のとおり「コース」及び「プログラム」を設置し、各学生の学びたいテーマや希望する進路に応じ、より効果的かつ効率的な学修を進めることができるようにしている。

表 2-2-1 IT 総合学部のコース・プログラム

コース	プログラム
テクノロジーコース	ネットワーク
	セキュリティ
	ソフトウェア
	アーキテクチャ*
ビジネスコース	IT マネージメント
	ネットビジネス
	起業・経営

(*) アーキテクチャプログラムは希望者数がわずかのため平成 25(2013)年度より新規受入を停止

再編後の IT 総合学部カリキュラムにおいては、学士課程修了時に学生が身に付けるべき能力等を「～することができる」の項目としてリスト化した「ディプロマ・ポリシー」と、それを達成するための細分化された目標（「スキルセット」）との対応関係を整理し、「ディプロマ・ポリシー」の各項目の達成に必要なステップとしての各授業科目の位置付け及び目標を明確化している。

さらに、「ディプロマ・ポリシー」に対応した教育課程編成方針として「カリキュラム・ポリシー」を定め、「IT マネージメント」「ネットビジネス」「起業・経営」「ネットワーク」「セキュリティ」「ソフトウェア」「アーキテクチャ」の 7 プログラムに設置された各科目の履修前提条件を体系的に図式化した「科目履修体系図」をプログラム別に作成し、それを大学ホームページで公表している。平成 25(2017)年 5 月 1 日時点のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを以下に記す。

IT 総合学部 ディプロマ・ポリシー

IT 総合学部では以下のような専門と教養の能力を身につけることを目指し、所定の単位を修得した学生に、学位を授与します。

●専門的能力

次のうち、一つ以上のプログラムの専門的能力の基礎を修得することを目指す。

【テクノロジーコース】

1. ネットワークプログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・ネットワークの基礎的な技術について説明できる。
- ・インターネット通信を前提としたネットワークアプリケーションを開発できる。
- ・モバイル通信の基礎的な技術について説明できる。

2. セキュリティプログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・セキュリティを考慮したネットワーク管理や運用ができる。
- ・セキュリティ対策されたソフトウェアの開発提案ができる。
- ・様々なセキュリティ障害に対し、適切な対策を実践できる。

3. ソフトウェアプログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・ソフトウェア開発工程で求められる要件定義、設計、テスト、運用後のメンテナンスを補助することができる。
- ・ネットワークやOSなど、ソフトウェアの稼働環境の技術について説明できる。
- ・セキュリティを含めた総合的なソフトウェアの開発や運用を行うことができる。

4. アーキテクチャプログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・コンピュータを実現する仕組みとその機能構成の基礎について説明できる。
- ・一般的な組み込みシステムを設計することができる。
- ・マルチメディアに対応した組み込みシステムを設計することができる。

【ビジネスコース】

1. ITマネジメントプログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・情報システム開発プロジェクトで必須となるプロジェクト管理を実践できる。
- ・ビジネスに必要な財務や法律の知識を修得し、基礎的な経営管理ができる。
- ・情報システムの開発、管理、運用を補助することができる。

2. 起業・経営プログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・起業に必要な法律と経営知識を修得し、起業準備ができる。
- ・起業に必要な財務の知識を習得し実践できる。
- ・eコマースを活用した経営戦略を企画立案することができる。

3. ネットビジネスプログラム

- ・ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
- ・起業に必要な法律と経営知識を修得し、ネット系企業の起業準備ができる。
- ・オンラインマーケティング解析を行うことができる。
- ・ネットビジネスの企画を提案することができる。

●教養的能力

次のすべての教養的能力を身につけることを目指す。

1. 社会順応力

- ・(環境の変化に対する順応力) 人類の多様な文化、社会と自然に関する幅広い知識を基に、変化を続ける社会に順応することができる。
- ・(多様な文化に対する相互理解力) 多文化・異文化に関して理解を深め、社会背景の異なる相手との相互尊重を図ることができる。

2. 日本語力・外国語力

- ・(日本語力) 社会人として職務を遂行する際に役立つ基礎的なレベルで、日本語を、読み、書き、聞き、話すことができる。
- ・(外国語力) 国際人として職務を遂行する際に役立つ基礎的なレベルで、英語、もしくは中国語を、読み、書き、聞き、話すことができる。

3. IT活用力

- ・(パソコン活用力・情報収集・整理力) ITを用いて、多様な情報を効率良く収集・整理することができる。
- ・(情報の取捨選択を行う能力) 収集した情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その正誤・要不要を判断の上、活用することができる。

4. 実行力(計画力・能動性・遂行力・持続力)

- ・(計画力・能動性) 自ら主体的に学習の目標を設定し、目標を達成するための計画を立てることができる。
- ・(遂行力・持続力) 失敗を恐れずに計画を行動に移し、粘り強く取り組むことができる。

5. 分析力(課題発見力・創造力・課題解決力)

- ・(課題発見力) 現状を分析し、課題を明らかにすることができる。
- ・(創造力・課題解決力) 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考えることができる。

6. 協働力(協調性・傾聴力)

- ・(協調性) 相手の意見の違いや立場の違いを理解し、尊重することができる。

- ・(傾聴力) 相手と誠実に向き合い、相手の話しのポイントを注意深く聴き取ることができる。

7. 意思伝達力 (発信力・質問力)

- ・(発信力) 自分の意見をわかりやすく相手に伝えることができる。
- ・(質問力) 相手が意見を述べやすい環境をつくり、適切な質問により意見を引き出すことができる。

IT 総合学部 カリキュラム・ポリシー

IT 総合学部では、教育理念・教育目的に基づき、すべての学生に共通する「共通科目」と学部の「専門科目」の2つを大きな柱とし、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

1. 共通科目は、教養科目・外国語科目からなり、多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養い、専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につける。
2. 専門科目は、専門的な知識や技能を高めるとともに、現代の多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につけ、新しいビジネス創造ができる能力を身につける。
3. 4年間にわたる「講義」「演習」での学習とゼミナールを通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を身につける。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

・教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

IT 総合学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能の修得を達成するために、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を体系的に編成し、以下に示すような科目区分により授業を展開している。また、科目区分ごとの卒業要件単位数や、配当年次、必修・選択科目、講義・演習等の授業形態の詳細は、「サイバー大学履修規程」別表において明示している。

1) 専門科目

専門科目では、1・2年次に配当する基礎科目（講義20科目・演習5科目）での多面的履修を通して共通基盤的な知識を身に付け、3年次に配当する応用科目（講義16科目・演習4科目）での学修により実践的かつ専門的な知識・技能を高められるよう体系的に科目を編成している。教育課程の編成・実施方針の明示性を高め、学生が体系立てた学修が行えるよう、カリキュラムマップとして「科目履修体系図」を提供しており、必修及び推奨科目、履修前提科目の設定により、コース・プログラム別に定義されたディプロマ・ポリシーとの関連を視覚化している。

4年次配当の卒業研究科目としては、全学生に必修の「ゼミナール」科目を設置している。加えて、より専門的に踏み込んだ調査・研究活動を行う「研究プロジェクト」を選択科目で開講している。「ゼミナール」と「研究プロジェクト」では、研究テーマに基づく輪

読及びリサーチ、教員及び学生間のディスカッション、プレゼンテーション発表、論文形式の最終成果物の提出を修了要件として義務付けている。

2) 教養科目

本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として広く招聘し、今日的テーマを扱う教養科目を編成している。

大学設置認可時の計画に提示した履修モデルに掲げた 48 科目を平成 22(2010)年度までにすべて開設した後も、社会の変化に対応して魅力ある教養教育を提供し続けるために科目の継続的な入替を行っており、平成 27(2015)年 5 月 1 日時点の教養科目数は 54 科目となっている。

科目編成の方針としては、平成 24(2012)年度より、教養教育のディプロマ・ポリシー(社会順応力、日本語力・外国語力、IT 活用力、実行力、分析力、協働力、意思伝達力)を修得するために必要な 4 つの学問分野「1. 人文科学、2. 社会科学、3. 自然科学、4. キャリアデザイン」に教養科目群を再分類し、学生にはこれらの分野をバランス良く履修させて幅広い教養を身に付けさせるとともに、学問を探究する姿勢や態度の涵養として、「スタディスキル入門」(平成 24(2012)年度秋学期より)と「スタディスキル実践」(平成 25(2013)年度秋学期より)という 2 つの必修科目を開設している。

3) 外国語科目

外国語科目では、認可時の計画に準じて、職務を遂行する際に役立つ基礎的かつ実践的な語学力を養成する外国語教育に取り組むため、英語教育に重点を置きつつ、選択科目として中国語を提供している。1・2 年次配当の基礎から中級レベルの英語 4 科目を必修科目とした上で、3 年次からはビジネス現場や日常生活で用いられる上級レベルの英語を選択科目として履修できるようにしている。

英語科目では、平成 25(2013)年度より、グローバル企業が利用しているオンライン語学学修サービス「TELL ME MORE」を全面導入し、国際標準規格である CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)に準拠した「リーディング」、「リスニング」、「ライティング」、「スピーキング」という 4 つの英語スキルを総合的に養成する科目を開講している。受身的な授業ではなく、多様なレベルの練習問題を豊富に用意し、能動的に学習を進める内容となっており、アクティブ・ラーニングの実践を推進している。

なお、学生募集を停止している世界遺産学部では、平成 27(2015)年 5 月時点で 43 人が在籍しているが、全員が卒業研究科目を除く専門科目の卒業要件単位を修得済みであり、受講者がなくなった専門科目はすべて廃止している。また、世界遺産学部の専門科目基礎講義のうち、「映像制作の理論」、「世界遺産学概論」、「キリスト教文化」の 3 科目については、IT 総合学部の教養科目として再開講を行っている。

・単位制度の実質を保つための工夫

1) シラバスの整備状況

シラバスは、すべての開講科目で作成され、「科目概要」「科目目標」「履修前提条件」「期

末試験実施方法」「成績評価配分」「各回の授業内容」「課題の出題方法」などの項目を記載し、学習管理システム内で学生がいつでも閲覧できるようにしている。また、学外にも大学ホームページ内の「教育情報の公表」に掲載し、周知を行っている。

全科目でのシラバス記載事項の標準化を図るため、本学では専門科目、教養科目、外国語科目の各々で、教務主任が「シラバス作成ガイドライン」を作成しており、各授業科目の成績評価配分や課題の実施方法・出題回数は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定されている。本学の学習管理システムによる授業運営に必要な授業コンテンツや小テスト、レポート、試験の実施日程と成績評価配分もシラバスに基づき自動的に設定されるので、授業運営の品質管理もシステム化されている。

e ラーニングの学修形態を取るため、予め授業コンテンツを制作しており、教員都合や祝日等による散発的な休講は一切発生せず、開講されたすべての授業科目において、2 単位科目であれば、全 15 回(1 単位科目は全 8 回)の授業が確実な授業時間として存在する。また、原則として全授業科目に TA (ティーチングアシスタント) を配置し、当初の計画どおりに授業が進行しているかを常時確認しており、その意味でもシラバスに基づく授業の運営は、極めて厳格な管理の下に行われているといえる。

そして、授業期間内であれば、復習のために授業コンテンツを何度でも繰り返し受講でき、小テストも正解の解説を見るまでは最大 5 回まで再受験できる仕組みとし、また、適宜学習資料を提供し、シラバスや授業内で参考図書を紹介するなど、e ラーニングの長所を活かし、学生の自主的な授業時間外の予復習を促進している。

2) 履修登録単位数の上限設定

履修科目登録の上限設定に関しては、「サイバー大学履修規程」第 16 条で年間履修登録単位数の上限を 45 単位と定め、単位の実質化に努めている。この上限の設定については、年次ごとの学習負荷を考慮した履修登録単位数のバランスを踏まえて、入学時のオリエンテーションで履修登録の指導を行っている。

・「高度メディア利用授業」の教授ツール

本学は、大学設置基準第 25 条 2 項に規定される「多様なメディアを高度に利用」してすべての授業を実施する大学であり、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットそのほかの適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」(「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号)とされている。

本法令を踏まえ、各授業科目について、コンテンツ制作ガイドラインに沿って授業コンテンツの視聴やアクティビティに従事する時間を定め、「質疑応答」を行う「Q&A」、3~5 肢の「設問解答」を行う「小テスト」、「添削指導」を行う「レポート」、「学生等の意見の交換の機会」を確保するための「ディベート」の各ツールを学習管理システムに搭載し、必ず毎回の授業にそのいずれかを課し、出席の判定に用いるとともに、確実な授業時間の確保及び出席確認を行っている。

また、「なりすまし」などの不正を防止するための措置として、Web カメラを用いた顔認証を用い、受講時及び期末試験時には本人確認を厳正に実施している。

・授業配信スケジュールと授業配信期間

本学の授業コンテンツの配信期間は、大きく分けて2つのパターンがある。「順次開講」の例では、各回授業で2週間の出席認定期間を設け、授業配信開始後1週間が経過するごとに、続く回の授業の配信が開始される。出席認定期間を過ぎて受講する場合は「遅刻」の扱いとなり、当該授業回の課題の評価から減点を行うルールとしている。「一斉開講」の例では、第1週から全回分（専門科目は全15回、教養科目は全8回）の講義を同時に開講しているが、出席認定期間は「順次開講」の例と同様に、1週間ごとに締切を設けている。

一斉開講の配信スケジュールは、主に教養科目や1・2年次の専門基礎（講義）科目を中心に、知識インプット型の科目で採用し、順次開講の配信スケジュールは、演習科目や3年次以上の専門応用科目など、各回で積み上げ式のレポート課題や学生同士のディスカッション課題を出題するようなアウトプット型の科目で実践している。

・授業コンテンツの形式（VOD型及びWBT型）

本学の授業コンテンツの形式は、次に示す2つの種類がある。ビデオ・オン・デマンド（VOD: Video On Demand）型授業は、動画及びスライド資料の2画面が同期されたコンテンツ形式で、1回の授業は約15分のコンテンツの4章立てで、計約60分となるよう構成している。毎回の授業には、各章で2問以上、全4章分で計8問以上の「小テスト」を課すことを講義科目のガイドラインとしている。演習科目や上級年次の科目においては、「小テスト」にプラスして、添削指導を行う「レポート」、学生間の意見交換等を行う「ディベート」等をタスクとして課している。

コンテンツの再生・視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」、「レポート」、「ディベート」課題の実施をもって行う内容理解評価で出席点を与え、また、それらの課題を解くことに約30分の時間を要するという授業設計の下、約60分のコンテンツと併せて、90分相当の授業時間を確実に担保するよう努めている。

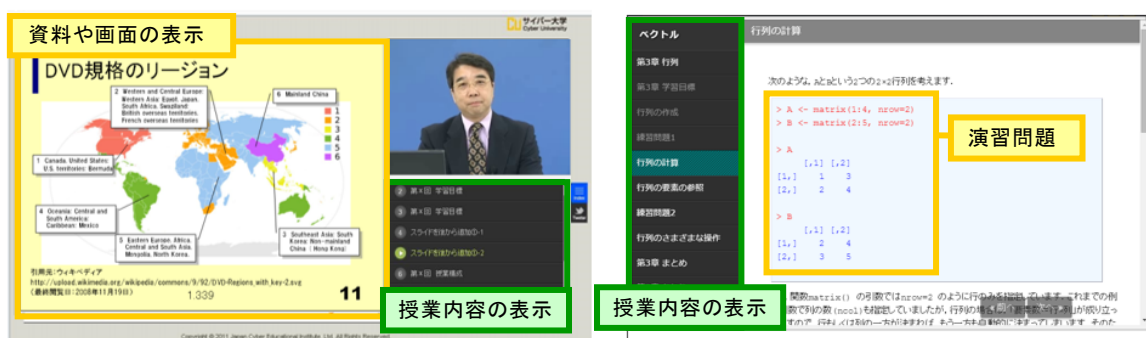


図 2-2-1 VOD 型授業コンテンツの画面例（左）、WBT 型授業コンテンツの画面例（右）

次に、Web ベーストレーニング（WBT: Web Based Training）型の授業コンテンツは、IT 総合学部専門科目及び教養科目の一部の科目に導入している。これは、インターネット上

で文字・画像・映像等をレイアウトして表示される Web 画面を使用して学習させるものであり、映像や音声の配信はもとより、演習問題を出題するなど、一連の順次性及びまとまりのあるマルチメディアコンテンツの提供が可能となっている。

授業科目の構成は、VOD 型ないし WBT 型のいずれか、また両者を併用するパターンもある。個々の授業の特性並びに教育効果に鑑み、授業設計の過程で、教員はコンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーから助言を得ながら、コンテンツ形式を選択することとしている。

IT 総合学部の授業設計を例として略述すれば、まず、「科目履修体系図」の履修前提条件及び科目の到達目標である「スキルセット」を確認した後、インストラクショナルデザイナーの支援を受けながら、教員が「スキルセット」を細分化し、第 1～15 回の学習目標を設定する。

表 2-2-2 例) 1 年次配当 必修科目『コンピュータ入門』のスキルセット

スキル 1	スキル 2	スキル 3	スキル 4	スキル 5	スキル 6
計算機の歴史を理解し、説明できる	問題解決のためにコンピュータを効果的に使用することができる	コンピュータにおける情報の表現方法（2 進数や ASCII コードなど）を理解し、使用できる	情報のデジタル化による社会への影響について理解し、説明できる	情報通信ネットワークの特性を理解し、説明できる	コンピュータの基本的な仕組みを理解し、説明できる

そして、各回の学習目標を踏まえ、各章の教授内容に適した授業コンテンツ形式を選択し、「章の標準時間」等のガイドラインを勘案しながら、各回各章の構成を決定する。また、この授業設計の過程で、教員は必ずインストラクショナルデザイナーの助言を受けることとしている。

授業科目の構成は、VOD 型ないし WBT 型のいずれか、また両者を併用するパターンもあり、個々の授業の特性並びに教育効果に鑑み、コンテンツ形式を選択することとしている。

・教育方法の改善を進めるための体制

1) FD 専門部会と学生による授業評価アンケート結果の活用

本学では、FD (Faculty Development) を、教育全体の改善への取り組みと位置付け、平成 25 (2013) 年度より、従来までの FD 委員会が行ってきた活動を吸収し、学長のリーダーシップの下、教育研究に係る全学的な改善活動を迅速に推進できる体制を構築するために、全学運営委員会が付託する FD 専門部会にて FD 活動を推進するよう組織改編を行い、責任ある体制を確保している。

各学期末に実施している「学生による授業評価アンケート」は、FD 専門部会がアンケート項目の作成・実施・集計・分析・評価等の実施に関わっている。アンケートの実施結果は、FD 専門部会の担当者が集計の後、全体平均と授業ごとの平均点とを比較したシートとフリーコメントのリストに整理するとともに、参考情報としてシステムから抽出された担当科目の受講継続率データを学部の教務主任及び語学・教養の教務主任へ転送し、各教務

主任からすべての教員へ展開している。なお、平成 26(2014)年度までの授業評価アンケートの集計結果は、大学ホームページ内の「教育改善への取組み (FD 活動)」で公表を行っている。

授業評価アンケートの活用による授業改善の取組みを更に促進するため、本学では、FD 専門部会を中心に、授業評価アンケートのフリーコメント分析を行い、その成果を「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」にまとめ、教員へ提供している。そして、専任教員には、担当科目の授業評価アンケート結果を踏まえ、「ティーチングティップス集」のベストプラクティスを参考にしながら、毎学期末に「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」の提出を義務付けている。

原則として、すべての授業科目において TA を配置し、組織的な研修を毎学期実施しており、TA によって教育の質に差が生じないように、TA の質の維持・向上に努めている。

本学の授業はすべて学習管理システム上で実施されるため、教員・TA による解説・指導・助言、学生による質問・意見・相談、各々のログイン時間や退出時間、アクセス場所等、あらゆるアクティビティが記録として残るため、現在進行中の授業はもとより、過去に遡って全授業科目の運営状況を閲覧・確認することができる。

こうした e ラーニングならではの特性は、FD 活動を推進する上での大きな利点であり、本学では、専任教員及び専門科目担当兼任教員に、各分野の開講中の全授業科目を閲覧できる権限を付与している。例えば IT 総合学部所属教員であれば、IT 総合学部の全授業科目について閲覧することができる。他の教員の授業を参観することにより、授業運営のヒントやアイデアを得ながら、とりわけ良い点を共有し、授業改善に活かすことを目的に、FD 活動の一環として「オンライン授業参観」を実施している。

2) 授業コンテンツ制作における質保証体制

また、本学の授業コンテンツの設計・開発に関しては、「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを活用して学習支援環境を実現するプロセス」(鈴木克明(2005)「e-Learning 実践のためのインストラクショナル・デザイン」『日本教育工学会論文誌 29-3』197-205 頁)と解説されるインストラクショナルデザイン(ID:Instructional Design)の手法を導入している点の特徴である。代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデル(A:Analysis 分析、D:Design 設計、D:Development 開発、I:Implementation 実施、E:Evaluation 評価)を採用し、①分析(ニーズ分析・学習者分析・内容分析)、②設計(学習目標・達成水準の設定)、③開発(原稿・教材・映像制作)、④実施(授業配信・運営)、⑤評価(学修成果の評価・授業コンテンツそのものの評価)の5つのフェーズを経ることにより、授業内容が教育課程全体の編成趣旨に沿ったものになるよう授業コンテンツの設計・開発を行っている。

そして、インストラクショナルデザイナーチームが、教員に対し授業改善のためのアドバイスをを行い、FD 活動の活性化に寄与することを目的とした「授業改善コンサルティング」制度を設け、平成 22(2010)年 10 月より運用している。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

IT 総合学部のカリキュラムでは、学部の教育研究上の目的を踏まえて、2 つのコース、

7つのプログラムを履修上の区分として定義し、プログラム別の必修科目を設定しているが、組み込みシステムのハードウェア設計・開発などの知識や技能を修得させることを目的としたアーキテクチャプログラムについては、希望者が少数であったため、平成25(2013)年度以降、卒業研究科目への新規受入を停止している。教育課程の編成を充実強化するため、社会的な動向把握とともに、入学者の学習ニーズ分析を行い、平成28(2016)年度に向けてIT総合学部にて新コース・プログラム開講の検討を行う予定である。

FD 専門部会の活動とコンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーチームによる授業の制作・開発支援は、教育質保証の要であることから、引き続き責任ある体制を確保する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

・教員と職員の協働による学修支援体制の充実

本学では、教員と連携して授業支援を行う指導補助者として、学務部傘下の授業サポートセンターにメンター(LA:ラーニングアドバイザーとTA:ティーチングアシスタント)を配置している。LAは、学部の教育研究の円滑な実施に必要な職務を担い、入学から卒業までの履修計画の策定や大学での全般的な学修方法に関する指導を担当する。TAは、学習管理システム内での学生への設問回答・添削指導・質疑応答等の教員の補助を職務とする。それぞれの具体的な業務内容はガイドラインに定めて運用しており、メンター全体の勤務状況やシステム上の管理・運営の責任者として、IT総合学部専任教員が授業サポートセンター長を担当している。

上記以外の学修支援体制として、インターネット学修のためのシステム利用方法に関する問い合わせに対応するシステムサポートセンターや、学生生活全般に関わる相談を受け付ける学生サポートセンターを学務部傘下の組織として配備している。それぞれのセンターへの問い合わせ事項は、内容別にカテゴリ分けして管理を行っており、受講時のシステムトラブル対応や、障がいのある学生の授業考慮措置の検討、休・退学に関する相談等は、専任教員である学生主任とも連携しながら学生へのヒアリングを実施している。また、こうしたヒアリングの内容は、IT総合学部学生主任及び副学長、学務部長、学生サポートセンター長とその他職員で運営される学生専門部会で随時報告されており、各種課題への対応策の検討や学修支援体制の改善に役立てられている。

・授業サポートセンターの TA・LA と教員との連携体制

授業運営においては、科目内での指導を協働で行う教員及び TA と、学生単位で担当を受持ち、履修相談を行う LA との間で、学生個別の相談対応状況を記載した「学生カルテ」を情報共有している。具体的には、記述式課題のレポート作成のためのアドバイス等は、教員・TA から科目のお知らせ掲示板や e メールを介して行われるが、学生からの返答がない場合、学生が課題作成時にどのような点で行き詰まっているかが分からない場合などでは、教員・TA から LA へ連絡があり、LA は該当学生に電話をして状況を確認し、学生がレポートの書き方や図書の探し方に戸惑っている場合は LA が助言を行っている。

入学オリエンテーションや履修登録時の相談、受講が滞っている学生への架電についても、必要に応じ、LA だけでなく専任教員も協力して実施し、また、LA が受け付ける相談のなかで、とりわけ卒業研究のテーマ選択など、直接担当教員と話すのが適切と判断される場合は、LA から教員へ連絡の上、教員が対応している。更に予約制のオフィスアワー制度として、専任教員と連携を行いながら福岡キャンパスもしくは東京オフィスでの対面相談も受け付けている。

その他、LA は学生の求めに応じ、受動的に相談に対応するだけでなく、学習管理システムから取得される受講状況データを分析・活用し、受講が滞っている学生に対して定期的に励ましのメールを送信したり、かつメールに回答がない学生には電話で状況確認の連絡をしたりすることで、ドロップアウトの防止に努めている。

中途退学者への対応策として、とりわけ新入生に実施する入学オリエンテーションの効果検証には力を入れて取り組んでおり、全学的なデータ分析を担当する事業統制企画室では、期初・期中における 2 回の受講継続状況分析に加え、期末時に授業サポートセンター活動レビュー資料を作成し、新入生の単位修得状況と入学オリエンテーション参加状況の相関関係、年代別及び単位修得状況別の 2 学期目受講継続率の検証などを行っている。また、自ら主体的に学び続ける力を育成することを目的としている教養必修科目の「スタディスキル入門」では、入学時に受験を必須とする「基礎力診断テスト」(国語・数学・英語・情報リテラシー)の結果を参照して新入生の苦手分野を把握し、取得点数が基準に満たなかった者をリメディアル科目に誘導して、教員及び LA から個別指導を行うなど、受け入れた学生に対する学修支援を徹底している。そして、学修状況に課題が見られた学生については、「学生カルテ」に指導履歴を記録し、すべての教員や TA、LA が指導上の参考にできるようにしている。

直近 4 ヶ年における新入生の 2 学期目受講継続率は、次表のとおりであり、平成 25 (2013) 年度には学内目標として設定している 80% 以上の数値を達成することができている。

表 2-3-1 直近 4 ヶ年の新入生 2 学期目受講継続率

入学年度	1 学期目履修人数	2 学期目履修人数	受講継続率
H26	443 人	344 人	77.7%
H25	379 人	312 人	82.3%
H24	397 人	294 人	74.1%
H23	261 人	199 人	76.2%

・長期履修者への対応

本学は100%インターネットによる遠隔教育を行う大学として、在学生のうち65%以上が働きながら受講を続ける有職社会人である。時間的・経済的理由など、個人の事情に応じ、標準修業年限（4年間）を超えて履修し学位を取得できるよう、長期の履修を認めており、在学最長年限は「12年間」と学則に定めている。一方、各学期の最低履修単位数については「6単位」と定め、長期履修者にも卒業までの計画的な履修を促すためのルールとしている。各学期「6単位」ずつの履修を継続的に進めれば、在学年限の12年間以内で卒業できるようになっている。

なお、成績不良により修得単位数やGPAの基準に満たない学生への履修指導にもかかわらず、修学状況の改善が客観的に認められない場合には、学則の定めるところにより、「成業の見込みなし」として、退学を勧告（科目等履修生への変更勧告を含む）できるよう履修規程に定めている。また、度重なる大学からの連絡に応じず、授業料等の納付を行わない学生や3学期連続で履修登録を行わない学生は、「除籍に関する細則」に従い、除籍処分としている。

・学修支援及び授業支援に係る学生の意見を抽出して改善に反映する体制

本学では、すべての科目で学期末に実施する「学生による授業評価アンケート」のほか、毎年1回、全学生を対象に学生生活全般に係る満足度アンケートを実施して、満足度及び意見を汲み上げている。学修支援に関する満足度に関しては、平成26(2014)年12月に実施したアンケートでは、学生サポートセンターの対応に関するIT総合学部生の満足度で、「満足している」が最も多く(42.4%)、次いで「概ね満足している」(35.3%)、「普通」(15.2%)、「あまり満足していない」(4.0%)、「満足していない」(3.1%)という結果であった。同じく、システムサポートセンターの対応に関するIT総合学部生の満足度でも、「満足している」が最も多く(42.6%)、次いで「概ね満足している」(27.5%)、「普通」(20.6%)、「あまり満足していない」(5.4%)、「満足していない」(3.9%)という結果であった。更に、LAの対応に関する満足度でも、「満足している」が最も多く(59.2%)、次いで「概ね満足している」(21.4%)、「普通」(12.3%)、「あまり満足していない」(2.0%)、「満足していない」(5.1%)という結果であった。同アンケートではフリーコメントでの改善意見も受け付けており、アンケート結果は学務部定例ミーティングで学修支援を担う各課・センターに共有され、担当チームごとに具体的な改善施策を検討して、取り組み指標や成果指標を見込値として設定し、計画的な改善へつなげるための体制を構築している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

全学生に対して実施している「学生生活全般に係る満足度アンケート」等により、学生からの意見を汲み上げながら、学修支援及び授業支援の体制を充実強化していった結果として、新入生の2学期目受講継続率は徐々に改善されつつあり、平成25(2013)年度には全学的な目標数値に掲げた80%以上の継続を達成できている。しかしながら、平成26(2014)年度は再び70%台後半の数値に落ち込んだため、今後は安定的に80%以上の継続率を維持できるよう努める。

長期履修者への対応としては、これまでの本学での実績として、標準修業年限内もしくは

はプラス1・2年程度で卒業する学生の割合が多いことから、在学最長年限12年は結果的に長期滞留学生を産み出す要因にもなっていた。これに対し、平成27(2015)年度秋学期以降の入学者には、在学最長年限を12年から8年に縮減、各学期の最低履修単位数を6単位から8単位に引き上げを行うことを教授会で決定し、平成26(2014)年12月に文部科学省に届出を行っている。本施策により、正科生が安易に長期履修で滞留することを防ぎ、卒業を目的とせずに学修を希望する者は科目等履修生へ誘導する方針を推進していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

・単位認定基準と進級基準

単位認定基準となる成績評価は、「サイバー大学履修規程」第15条において、A(100～90点)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(69～60点)の評価を合格とし、F(59点以下)を不合格としている。全ての科目は、ディプロマ・ポリシーの到達目標を科目別に細分したスキルセット(科目目標)を学生が達成できたかどうかを測定するものとして、全15回(教養科目は原則全8回)の全ての授業回に「小テスト」、「レポート」、「ディベート」のうちいずれかの課題を1つ以上設置し、必ず最後に「期末試験」を行うよう授業設計されている。そして、各々の課題による評価の合計が100%になるように配分することで科目ごとの単位認定基準を定め、シラバスで学生へ提示している。

本学の場合、在学年数に応じて年次が繰り上げられるようになっており、進級基準の代わりに、学生にはカリキュラム全体での科目の履修順序を示した「科目履修体系図」を提供している。各科目はスキルセットによる到達目標で出口管理が厳格に行われる体制を確保しており、各学年の終了段階で、あえて進級基準を課す必要はなく、「科目履修体系図」に沿ってひとつひとつの科目の単位を積み上げていくことで、上級年次の科目を段階的に受講できるようにしている。また、卒業研究のゼミナール科目の履修要件では、「4年次に在籍で80単位以上を修得済であること」、「3年次までの専門科目と教養科目の必修を全て単位修得済であること」と定めている。

・既修得単位の認定及び編入学単位認定

既修得単位の認定に関しては、学則第34～36条「大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定、本学以外の既修得単位等の認定の限度」に基づき、「既修得単位等の単位認定に関する細則」において明確にこれを規定している。個別の科目について単位認定の申請を希望する学生には、入学時に単位認定希望申請書と合わせて、成績証明書や単位修得証明書等を提出させ、既修得単位に係るシラバスに記載された履修内容と、本学のシラバスの授業内容とを教務主任が個別に照合確認し、全学運営委員会の事前

審議の後、教授会の議を経て学長が認定を行っている。

外国語の検定資格等による資格等についても、科目担当教員の判定による単位認定基準を設定し、「既修得単位等の単位認定に関する細則」の別表に一覧化している。資格による単位認定は、毎年3月と9月に年2回の申請を受け付け、資格証明書等の公的な提出資料によって基準を満たしているかどうかを確認し、単位を認定することとしている。

平成 25(2013)年度以降、平成 23(2011)年度以降の入学者に向けたカリキュラムにおいて3年次編入学を受け入れている。この際、教務委員会（平成 25(2013)年度以降は全学運営委員会に統合吸収）で「単位認定ガイドライン」を策定し、本学の専門教育課程と同分野と見なされる場合には、3年次編入学で最大62単位を認定する単位認定基準を整備している。

・科目区分及び卒業認定基準

IT 総合学部のカリキュラムの科目区分及び卒業要件は次表のとおりである。ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準として、「サイバー大学履修規程」別表において、専門科目のコース・プログラムごとに、1・2年次配当の専門基礎（講義・演習）、3年次配当の専門応用（講義・演習）、4年次配当の卒業研究の科目区分から必修科目15科目30単位分（卒業研究2科目4単位を含む）を定義し、周知している。

1・2・3年次配当の教養科目では、プログラム共通の必修科目として2科目4単位分を配置し、その他は年齢・職業等の幅広い学生層が在籍することを考慮して、「自然科学」、「社会科学」、「人文科学」、「キャリアデザイン」の4分野に区分された科目群の中から11科目22単位分（本学の教養1科目は原則1単位）を自由に選択できるようにしている。

外国語科目は1・2年次の基礎から中級英語の必修4科目8単位を定め、その他選択科目2科目4単位分は上級英語と中国語からの自由選択、もしくは、教養科目での振替受講を可能としている。また、卒業要件124単位のうち26単位分については、専門科目、外国語科目（8単位を上限）、教養科目から自由選択できるようにして、科目選択の柔軟性を確保している。

以上で説明した科目区分ごとの卒業要件を満たし、正科生として4年（編入学の場合は在学すべき年数）以上在学し、124単位以上を修得した者には、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定している。

なお、平成 22(2010)年度以前に入学した学生の卒業要件は、設置認可時の計画通り、専門科目で基礎講義12科目24単位、基礎演習12科目24単位、専門講義4科目8単位、専門演習4科目8単位、卒業研究2科目10単位、外国語科目で10科目20単位、教養科目で30科目30単位の合計124単位と「サイバー大学履修規程」別表に定め、入学年次別にカリキュラムを切り分けて例外的に運用をしている。世界遺産学部生についても同様に、設置認可時の計画通りに科目区分と卒業要件単位を維持している。

表 2-4-1 科目区分及び卒業要件（「サイバー大学履修規程」別表より抜粋）

科目区分		卒業要件 単位数	卒業要件単位内訳
専門 科目	専門基礎 専門応用 卒業研究	62	必修 30 単位、選択 32 単位以上。 選択科目の修得単位数が 32 単位を超えるときは、26 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
			卒業研究については、卒業要件を満たすために必要な単位数が 80 単位未満の者は、履修することができない。 研究プロジェクト I で修得した 2 単位は、研究プロジェクト II の 2 単位を修得しない限り、卒業要件の 124 単位の対象外とする。ゼミナール A および B は、いずれか一方を 2 科目 4 単位修得した場合、他方の単位を修得しなくても良い。
外国語科目		12	必修 8 単位、選択 4 単位以上。 必修科目の修得単位数が 8 単位を超えるときは、4 単位を上限として、選択科目の卒業要件単位とみなすことができる。 ただし、選択科目の修得単位数（みなし単位を含む）が 4 単位を超えるときは、4 単位を上限として、教養科目（選択）の卒業要件単位、8 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
教養科目		24	必修 2 単位、選択 22 単位以上。 必修科目の修得単位数が 2 単位を超えるときは、選択科目の卒業要件単位とみなすことができる。 選択科目の修得単位数が 22 単位を超えるときは、4 単位を上限として、外国語科目（選択）の卒業要件単位とみなすことができる。ただし、外国語科目（選択）の修得単位数（みなし単位を含む）が 4 単位を超えるときは、26 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
共通区分		26	専門科目（選択）、外国語科目（選択）、教養科目（選択）のみ なし単位の合計 26 単位。
合計		124	

・シラバス作成ガイドラインの活用

IT 総合学部専門科目、教養科目、外国語科目の各々で「シラバス作成ガイドライン」を作成し、各授業科目の成績評価による単位認定基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、授業の「科目目標」等と併せてシラバスで学生に明示している。同ガイドラインでは、科目区分や講義・演習の授業形態ごとに、「小テスト」、「レポート」、「ディベート」、「期末試験」等の各々の課題での成績評価比率や、課題の出題方法・回数等を具体的に定義しており、科目の配当年次や授業形態に応じて単位認定の基準が極端に異なることがないように留意している。

単位認定基準に則って評価された成績は、学習管理システム内の成績ページで学生に通知される。成績発表後には「成績問合わせ期間」を設け、成績に関する学生からの問合わせを受け、各教員及び教務主任等の確認の後、学生への回答を行っている。

・GPA (Grade Point Average) 制度の活用

公正な成績評価の指標として、GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、早期卒業申請の成績基準や、日本学生支援機構の奨学金貸与基準、大学院への進学時の推薦基準、インターンシップの参加基準などで活用している。進級基準に関わることとしては、在学期間に応じた修得単位数の基準に満たない者、または、2 学期連続で学期ごとの GPA が 1.5 に達しない者について、必要な履修指導を行うことを「サイバー大学履修規程」第 18 条において制度化している。

・受講時及び試験時の本人確認

インターネット受講における単位認定の厳正な運用を図るため、本学は「サイバー大学の本人確認についての指針」を定めている。受講時及び試験時の本人確認としては、「なりすまし」などの不正を防止するための措置として、Web カメラを用いた顔認証を用いている。また、期末試験の受験中には、Web カメラを監視カメラのように利用し、一定間隔で受験者の顔のスナップショット画像を撮影し、受験開始後の「なりかわり」や同席者の有無等の不正もチェックしている。

そのほか、すべての学生が受講する教養必修科目の「スタディスキル実践」や、卒業研究ゼミナール科目では、学生自身が顔を出してプレゼンテーション発表を行う課題を必ず課しており、担当教員が指導を通じて厳格に本人確認を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

コース・プログラム制による IT 総合学部のカリキュラム編成においては、履修上の区分としてプログラム別に専門科目の必修科目を定めているが、受講しなければならない必修科目数の制約により、入学後の学修状況に応じたプログラム変更が困難となっている。1・2 年次科目では、IT とビジネスに関する基礎科目を幅広く学修させ、学生自身が進路を見定めた上で、3 年次以降の応用科目でプログラム選択を柔軟に行えるように、平成 28(2016)年度以降の必修科目数について IT 総合学部運営委員会で検討を行う。

また、単位の実質化に関わることとして、シラバスにおいて授業時間外学修に関わる記載が現在ないため、FD 活動と絡めながら科目内での指導例を収集し、大学全体での方針を全学運営委員会及び教授会で審議の上、「シラバス作成ガイドライン」に明記する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立を図るための取組みとしては、次のような体制で指導を行っている。

1) 教育課程内の取組み（キャリア教育科目）

平成 24(2012)年度より、本学の教養科目群を 4 つの学問分野「1. 人文科学、2. 社会科学、3. 自然科学、4. キャリアデザイン」に再定義し、社会的・職業的自立を支援する科目群としてのキャリアデザイン分野の増強に努めている。近年は、「キャリアデザイン」、「コミュニケーション論」、「セルフマネジメント論」、「ロジカルシンキング」など、職業実践力を伸ばすための科目を次々と新規開講し、平成 27(2015)年 5 月時点において全 10 科目を教養科目のキャリアデザイン分野で開講している。

2) 教育課程外の取組み（就職相談窓口）

学生サポートセンター内に「就職相談窓口」を設け、学生及び卒業生からの就職・転職の相談、エントリーシート・履歴書の添削指導、採用面接の模擬練習などを随時受け付けている。学習管理システム内の専用ページには、企業・団体からの求人情報の掲載、インターンシップや就職支援セミナーの紹介などを行い、就職希望の学生がいつでも閲覧可能である。職業安定法及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導を行うことなどを目的に「職業紹介業務運営規程」を、また求職者の個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとして「無料職業紹介事業における個人情報適正管理規程」を整備し、適切に運用している。正科生及びその家族を対象に、専門の産業カウンセラーへ直接相談できる体制も確保している。

学習管理システム内では、企業・団体からの求人情報を掲載し、「就職活動支援ガイド」を動画コンテンツとして配信している。企業情報リスト及び求人票は、学習管理システムへのログイン後、必要とする学生が閲覧できるようにしている。

高校卒業後、未就業で入学した IT 総合学部学生向けに、ソフトバンクグループ（ソフトバンクモバイル、ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム）で就業体験ができる給与支給型のインターンを受け付けている。2 週間もしくは 4 週間にわたり、実際に営業部門や技術部門、商品・マーケティング部門、情報システム部門、カスタマーサービス部門、管理部門など、本人の希望と適性に応じて様々な部署に配属されることになり、本インターンに参加した者は、ソフトバンクグループへの新卒採用選考に「推薦制度」を利用して応募することができる。平成 26(2014)年度の実績としては、選考を通過した 1 人の若年層学生がインターンに参加している。インターンへの申請条件として、社会人基礎力の養成を目的とした正規科目「キャリア入門」の単位修得を必須としており、教育課程内外の連携も推進している。

それから、毎年 1 回、就職活動を行う学生向けに、ソフトバンクグループの人事採用担当者や人材紹介・派遣事業を営む企業の方を講師に招き、「就職支援セミナー」を東京オフィスで開催し、個別相談にも応じている。平成 26(2014)年 10 月に実施したセミナーには、新卒者 4 人、中途採用者 4 人の計 8 人が参加している。

社会人学生向けのキャリア支援としては、IT 総合学部所属で社会人経験のある学生を対象に、本学卒業後、ソフトバンクグループへの中途入社を選考プロセスを一部優遇する「サイバー大学就職支援制度」を実施している。

毎年 1 回、「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、そのなかで卒業後の進路希望も確認している。平成 26(2014)年 12 月に実施したアンケートでは、社会人

の「現職を維持」が最も多く(29.3%)、次いで「起業」(19.0%)、「転職」(15.4%)、「就職」(14.5%)、「進学」(10.6%)、「その他」(8.2%)、「就職・進学・起業いずれも希望しない」(3.0%)であった。本学に在籍する学生の大多数は有職社会人であるため、「就職」の希望は15%程度と限られているが、引き続きキャリア支援体制の充実に努める必要がある。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

平成26(2014)年度のIT総合学部の卒業生数は総計42人であり、残念ながら、このうちインターン参加の候補者と成り得たような若年層学生はわずか数人であった。高校新卒で入学する10代の割合が、例年10%未満であることを踏まえると、やむを得ない状況ではあるが、引き続き教育課程内において職業実践科目の充実に努めるとともに、教育課程外では、人材紹介・派遣事業を営む企業と連携しながら、学生数の多い中途採用希望者を支援する取組みにも注力していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価については、本学の教育課程の質を保証するための重要な位置付けとして、以下のように取り組んでいる。

1) 学生の学修状況に関する調査

本学では、FD専門部会が中心となり、「学生による授業評価アンケート」を毎学期すべての授業科目で実施しており、集計結果を教務主任から担当教員にフィードバックするとともに、大学ホームページ内の「教育改善への取組み(FD活動)」で公表している。アンケート項目では、授業運営に関する各種評価項目のほか、「受講を通して、新たな知識や技能が身についたと思いますか。」という質問項目を設けて、科目の担当教員が学修成果の実態を把握できるようにしている。平成26(2014)年度春学期のアンケート結果(大学全体)では、この設問に対して、「とてもそう思う」と回答した割合が33.8%、「そう思う」が50.0%、「どちらともいえない」が13.2%、「そう思わない」が2.0%、「全くそう思わない」が1.0%であった。本学の学生は65%以上が有職社会人であるが、アンケート回答者のうち80%以上の方が「新たな知識や技能が身についた」と評価されており、実社会での有益性が示されているといえる。

また、毎年1回、学生専門部会が全学生を対象に「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、そのなかで「サイバー大学で身につけた知識・技能・態度などを、

仕事や実生活でどのように活かしていますか。」という質問に回答させて、学生の意識調査を行っている。平成 26(2014)年度の回答結果は、複数選択式の設定で、回答者総数 337 人のうち、「興味の幅が広がった」(217 人：64.4%)、次いで、「自己マネジメント力(時間管理、自己目標管理など)が身についた」(142 人：42.1%)、「論理的に考える力が身についた」(136 人：40.4%)という結果であり、オンライン授業での学修継続を通じて、科目内容に関する興味の幅が広がるだけでなく、マネジメント力や論理的思考力が身に付いたと実感している人が多い。

卒業時点の学修成果の測定として、学生の満足度や自己成長の実感等、学生側からの視点をアウトカム評価に組み入れることを目的に、学修の達成状況、とりわけディプロマ・ポリシーのキー・コンピテンシー(主要能力)に関し、学士課程修了時点の達成度を学生に自己評価させるアンケート調査、すなわち「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート」を毎年行っている。平成 26(2014)年 3 月卒業生の回答者数は IT 総合学部でわずか 20 人であるが、ディプロマ・ポリシーに定義した専門的能力と教養的能力の達成度について、「十分できている」(=1)、「少し足りない部分もあるが、だいたいできている」(=2)、「できていることとできていないことが、半々くらい」(=3)、「少しはできているが、できていないことが多い」(=4)、「全くできていない」(=5)までの 5 段階で尋ね、各回答の割合を集計している。プログラム別の専門的能力については、各項目の回答数が数人であるが、「少しはできているが、できていないことが多い」(=4)、「全くできていない」(=5)と回答した人は全体的にわずかであった。教養的能力については、とりわけ「(パソコン活用力・情報収集・整理力) IT を用いて、多様な情報を効率良く収集・整理することができる。」、「(情報の取捨選択を行う能力) 収集した情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その正誤・要不要を判断の上、活用することができる。」、「(計画力・能動性) 自ら主体的に学習の目標を設定し、目標を達成するための計画を立てることができる。」の 3 項目の評価が高く、80%以上が肯定的な回答をしている。

2) 卒業後の進路とキャリア等への影響に関する調査

IT 総合学部では、平成 27(2015)年 3 月までに総計 213 人の卒業生を輩出している。卒業時の進路調査は、学生サポートセンターが主管で実施しており、集計結果を教授会で報告した上で、大学ホームページに公開している。平成 27(2015)年度の卒業生 53 人の進路は、「現職を維持」が 35 人(66.0%)、「就職・転職」が 1 人(1.9%)、「進学」が 2 人(3.8%)、「起業」が 4 人(7.5%)、「その他(主婦・シニアなど)」が 11 人(20.8%)という状況であった。これまでの卒業生のうち、高校新卒の 10 代で入学する学生の割合はわずか 10%程度であり、卒業時の進路は必然的に「現職を維持」が圧倒的多数を占めている。

また、平成 24(2012)年度からは、アウトカムの長期的効果を測定することに目的に、卒業後 1 年以上を対象にした意識調査として、「卒業生フォローアップアンケート」を実施している。直近の平成 26(2014)年度調査の実績としては、35 人の卒業生がアンケートに協力し、「サイバー大学を卒業したことによって、自身のキャリアにおいて変化のあった項目を全て選択してください。」という質問においては、「資格取得した」(7 人)、「周囲(上司や同僚、取引先、採用担当者など)からの評価が上がった」(5 人)、「転職した」(4 人)、「キャリアの選択肢が広がった」(3 人)、「起業した」(2 人)、「昇進または昇給した」(1 人)、「希

望していた業務を担当できるようになった」(1人)という回答であった。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

各科目の学修状況については、全授業科目を対象に、学生による授業評価アンケート(オンライン)を実施し、その結果は専任・客員を問わず全教員へ、また、全体平均と各授業の平均値を比較したシートとして整理したものは専任教員及び専門科目担当兼任教員へフィードバックしている。授業評価アンケートの集計結果は、毎年度、大学ホームページで公表している。

個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制として、教員の求めに応じ授業の実態を診断し、教育学の専門性を有するインストラクショナルデザイナーチームが教員へ具体的な助言を行う「授業改善コンサルティング」を平成22(2010)年10月から制度化している。また、FD専門部会を中心に、授業評価アンケートのフリーコメント分析を進め、項目ごとに分類整理した後、「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」を作成し、専任教員へ提供している。そして、専任教員に毎学期末の提出を義務付けている「授業改善計画書」では、ティップス集の対応例に準拠したチェック表を用い、次学期の授業運営で取組みたいことを記入させ、教員による授業の改善に役立てている。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

平成24(2012)年度の認証評価受審時の点検・評価では、学習管理システムに連携する機能として、授業科目において学生が作成した成果物等の学習履歴を、個々の学生がその目的に沿って収集・蓄積することができる「eポートフォリオ・システム」の研究・開発を行う計画を検討していたが、本学の場合は、学生自身が自らの学修状況を振り返る際に閲覧活用できるものとして、学習管理システムに連携した履修成績管理サイトを独自開発しているため、eポートフォリオ自体の開発を見送っている。

教育目的の達成状況の評価としては、卒業生数がまだ少ない状況であるが、現在行っている各種調査を継続し、経年的にデータを蓄積していくことで、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

「基準項目2-7を満たしている。」

(2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

・学生サポートセンターの稼働状況

本学では、学生支援のための組織として、学生サポートセンターを設置している。学生サポートセンターの対応時間は、土・日曜・祝日を除く10:00~19:00(9時間)であり、

職員数は5人となっている。

学生サポートセンターでは、入学時の本人確認や授業料納付、履修上の手続き、入学オリエンテーションや卒業式等の大学行事の案内等、奨学金及び休・退学、編入学・転入学の手続き、各種証明書発行、身体に障がいをもつ学生への受講上の配慮事項の確認、成績の問合せ、ネット上の交流の場である大学公式 SNS の運用管理、進路相談、課外のインターンシップ及びボランティア活動等、学生生活に係る各種相談・支援を行っている。学生からの相談内容は、すべて受付け時間・内容等を記録・採番し、回答漏れのないよう管理している。

・学生サポートセンターと教員との連携体制

学生からの個別の授業内容や成績に関する相談や質問を受けた場合、担当教員及び TA（ティーチング・アシスタント）へ確認の上、回答している。休・退学に関する相談がある場合には、学生サポートセンターで受付けた後、学生主任を担当する教員が当該学生に電話等で理由をヒアリングし、適宜、奨学金制度を紹介したり、専門カウンセラー（臨床心理士）への相談を誘導したりしている。学生サポートセンターの運営に関しては、IT 総合学部学生主任及び副学長、学務部長、学生サポートセンター長とその他職員で運営される学生専門部会を月に1回定例で開催し、学生生活に係る各種制度の検討を行っている。

・医務室の利用状況

大学設置認可申請書において、「インターネットにより学生のオンデマンドで遠隔教育を行う本学では、スクーリングを実施しないため、主に教職員や来客に急病人がでた際に、応急処置及び安静にできるベッドを確保する目的で医務室を準備する」と記載しており、その計画のとおり、福岡キャンパスに医務室を設置しているが、これまで8年間において一度も利用実績はない。

・学生に対する経済的支援の状況

本学は、学費について単位制を採用しており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。1単位あたりの授業料は21,000円で、卒業要件の124単位の履修には最低2,604,000円が必要であるが、授業料の総額は在学年数が4年以上になっても変わらない。また、学期ごとに自由に履修単位数の設定ができるため、経済的にも無理のない費用負担の設定が可能となっている。さらに、スクーリングを一切必要としない点でも、学生の経済的負担の少ない大学であるといえる。

奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を主に活用しているほか、学内独自の制度として、学期ごとの成績順位に応じて、翌学期の授業料を最大16単位分（336,000円相当）減免する「学業優秀者奨学金制度」を設けている。本制度は世帯年収にかかわらず、正科生全員が誰でも対象となるものである。加えて、信販会社との提携により、学期ごとの授業料の分割払いを可能とする「学費サポートプラン」も用意している。

・課外活動への支援状況

課外のインターンシップやボランティアに関する情報提供や学生相談の対応は、学生サポートセンター内の「就職相談窓口」が行っている。本学を通じて申請を受け付けるインターンシッププログラムでは、学生主任の教員と相談窓口の職員とで協力をしながら、申し込みされた学生と面談を実施し、就業体験のための心構えを指導している。

ネット上の交流の場として、大学公式のコミュニティを SNS に開設しており、在学生や卒業生、教職員が自由に参加できるようにしている。オンライン上の交流だけでなく、年に数回、学生が主催する集合対面型の交流会も開催されている。また、平成 27(2015)年 1 月と 2 月には、学長による企画で、学生サポートセンターの運営により、大阪と東京会場で「サイバー大学学生交流会」を開催した実績もある。

・心身に関する健康相談等の支援状況

学生が学生生活において心身の健康やハラスメントなどの悩みについて安心して相談できるように、本学では「カウンセリング相談窓口」と「ハラスメント相談窓口」を設置し、学内外に電子メールでの連絡先を公開している。相談内容は、守秘義務により厳重に取り扱われ、本人の承諾なしに外部へ開示・提供することはないため、学生が相談しやすい窓口体制が整っている。窓口では、学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、学外の専門家（臨床心理士やカウンセラー）に相談してカウンセリングを受けることも可能である。平成 26(2014)年度には、これまでの運営実績を鑑みて「学生に対するハラスメント防止委員会規程」と「学生に対するハラスメント防止ガイドライン」の改定を行い、組織構成員の見直しとハラスメント申立てのフローを明確にしている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

平成 22(2010)年度より、毎年 1 回、「学生生活全般に関する満足度アンケート」を学生専門部会が実施しており、そのなかで、各種学生サポートに対する満足度、入学経緯に関すること、学生が所有する携帯端末の種類、就職支援等に係る学生の意見・要望を汲み上げている。平成 26(2014)年 12 月のアンケートでは、学生サポートセンターの満足度として、「満足している」が最も多く(42.6%)、次いで「概ね満足している」(27.5%)、「普通」(20.6%)、「あまり満足していない」(5.4%)、「満足していない」(3.9%) という結果であった。同様に、システムサポートセンターの満足度として、「満足している」が最も多く(42.4%)、次いで「概ね満足している」(35.3%)、「普通」(15.2%)、「あまり満足していない」(4.0%)、「満足していない」(3.1%) という結果であった。

本アンケートの分析・検討結果のほか、学生サポートセンターが随時受け付けている大学運営に関する意見・要望については学生専門部会で報告され、トラブルの解消や将来的な改善策の検討に活用されている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与に関しては、学生専門部会で審議を行い、教授会を経て学長が推薦可否を決定しているが、在学中に修学状況が悪化し、奨学金貸与の廃止が発生している者も少なくない。学生専門部会において、奨学金貸与者の受講継続

状況や成績評価（GPA）の分布について調査を行い、学内推薦基準の妥当性について検証を行うこととする。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。学部の専門科目を担当する専任教員は、16 人を配置しており、基本的に下級年次の配当科目から卒業研究科目までを一貫して担当することとしている。各授業科目において、1 回の授業につき学生の出席認定期間は原則 2 週間設けており、そのため教員には、授業内容に関する質問や授業内課題への対応などの授業運営業務が毎日発生し、1 担当科目あたり約 30 分～1 時間／日（約 2.5～5 時間／週）の業務負担がある。

本学の専門科目は、情報技術やプログラミング教育などの情報技術系の科目群と、企業経営やマーケティングなどのビジネス系の科目群の 2 つに大別される。博士学位の取得者数は、情報技術系科目の担当教員で 9 人中 4 人である。ビジネス系の科目担当教員の博士学位もしくは MBA 取得者数は 7 人中 2 人であるが、科目の専門分野に関わる実務経験を有する者を専任教員として確保している。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、平成 27(2015)年 5 月 1 日時点、6 人の専任教員（うち 2 人は専門科目も担当）、また、国内外の幅広い分野で活躍する 49 人の客員教員と合わせて、計 55 人の教員を配置している。

外国語科目においては、各学問分野および実社会で不可欠な、より実践的な英語・中国語の教育を行うため、外国人・バイリンガルを含む教員を配置している。

平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、IT 総合学部では、学生数 1,520 人に対し専任教員数 21 人を配置している。職位の内訳として、教授 12 人、准教授 2 人、講師 2 人、助教 5 人である。大学通信教育設置基準では、工学関係の学部で収容定員 8,000 人の場合、専任教員数は 21 人以上（うち教授数は 11 人以上）と定められており、本学は適切に法令を遵守している。

専任教員の年齢構成は、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、26～30 歳 0 人(0%)、31～40 歳 4 人(19.0%)、41～50 歳 8 人(38.1%)、51～60 歳 8 人(38.1%)、61～70 歳 1 人(4.8%)となっている。なお、専任教員 21 人のうち、女性教員数は 5 人(23.8%)となっている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

・教員の採用・昇任及び教員業績評価

教員及び助手の採用、昇任等の任用に関しては、必要な事項を定めるものとして「サイバー大学教員等任用規程」を制定している。また、教員等の任用においては、教授会の代議機関である人事審議会で審議、決定することとし、審議員長には学長を充て、学部長、学務部長、人事所管部署長等の審議員をもって構成し、学長がリーダーシップを発揮し、教員の採用、昇任等に適時適切な意思決定を行えるようにしている。

平成 23(2011)年度より、専任教員の適正な処遇および能力開発を図ることを目的として、専任教員の「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の活動全般について総合的に評価する教員業績評価を実施している。毎学期末、専任教員には予め所定の「教員評価票」に期初目標を設定させ、「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の各々の目標ごとに必要とされる業務量の割合（業務ウェイト）を 100 分率で設定させ、学期末に目標に対する成果を報告させる。そして、期初の目標設定及び学期末の成果報告時に、学長及び事業統制企画室長、経営管理部長との面談を行い、教員の力量形成や教育方法改善等を支援することとしている。評価の公平性を期すため、専任教員 1 人ひとりにつき、①教授会や各種委員会等への出欠状況、②コンテンツ制作の納期の遵守状況、③授業運営及び成績評価時の学生へのフィードバック期日の遵守状況、④教務上の連絡事項に係る締切りの遵守状況、⑤自らの授業の改善に対する態度の誠実性及びその具体的な取組み状況を記載した「教員カルテ」を作成し、事業統制企画室長より参考情報として学長に報告されている。

人事審議会では、「評価」及び「教育研究に関する表彰」に関する審議、決定を行うこととしており、係る教員業績評価の結果を踏まえ、学長が教員の昇任、期間雇用者の再任、表彰等を当該審議会で審議、決定することとしている。

本学では、完成年度を超えた平成 23(2011)年度より、教育研究活動等に高い貢献を示した専任教員については、定年（65 歳）のある「テニユア」（任期の定めのない定年制の雇用）とし、その処遇を期間雇用（再任有り）の専任教員（「ノンテニユア」）よりも引き上げている。ただし、テニユアの条件として、「教育」及び「校務・経営貢献」に 80%以上の評価配分（業務ウェイト）を配当し、かつ勤務地に常勤することを義務付けている。

ノンテニユアの専任教員についても、「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の 4 つの柱で業績評価を行うのはテニユアと同等であるが、業務ウェイトの設定は各自に委ねるとともに、自由度の高い在宅勤務を認めることとしている。

また、ノンテニユアの専任教員のうち、一部の者をテニユア・トラック（3 年程度）に位置付け、毎学期実施される教員業績評価の結果を踏まえ、一定期間を経た後、業績が極めて秀でていと認められれば、テニユアを付与することとしている。

・FD (Faculty Development) を通じた教員の資質・能力向上の取組み

本学では、FD(Faculty Development)を、教育全体の改善への取組みと位置付け、平成 25(2013)年度より、従来までの FD 委員会が行ってきた活動を吸収し、学長のリーダーシップの下、教育研究に係る全学的な改善活動を迅速に推進できる体制を構築するために、「全学運営委員会」が付託する「FD 専門部会」にて FD 活動を推進するよう組織改編を行い、

責任ある体制を確保している。FD 専門部会は、大学全体の教育改善に関わる活動を指揮する位置付けであるが、その他、「IT 総合学部専門部会」、「語学専門部会」、「教養専門部会」等の各部会でも、それぞれの領域でのカリキュラム及び授業運営方法等を検討している。

授業改善に向けた学生の意見の反映システムとして、本学では、全授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施している。その結果は、FD 専門部会が集計の後、全体平均と授業ごとの平均点とを比較したシートに整理し、両学部教務主任、教養教務主任、語学教務主任へ転送し、各教務主任から教員へ展開している。また、FD 専門部会は、授業評価アンケートのフリーコメント分析を行い、その成果を「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」にまとめ、教員へ提供している。

専任教員及び専門科目担当兼任教員は、授業評価アンケートの結果を踏まえ、「ティーチングティップス集」のベストプラクティスを参考にしながら、毎学期末に「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を学部長に提出している。

・教員研修の実施状況

本学では、FD 活動の一環として、FD 専門部会が企画検討を行い、オンライン教育における実践的課題を研究テーマにした FD 研究会を毎年実施する計画を立てている。直近 3 ヶ年の平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの研究テーマは次表のとおりである。

表 2-8-1 直近 3 ヶ年の FD 研究会開催状況

年度	回（開催日）	研究テーマ
H26(2014)	第 1 回（2014/6/20）	・フルオンライン大学における教養カリキュラムと初年次教育科目の設計
	第 2 回（2015/1/16）	・サイバー大学の学習支援における学習履歴情報の活用
H25(2013)	第 1 回（2014/3/14）	・フルオンライン大学における演習授業に関する実践報告 ・外部教材を用いた授業設計とシステム連携：オンライン大学における英語科目の設計
H24(2012)	第 1 回（2012/10/4）	・小テストの作り方（作成ポイントと出題形式の変更）
	第 2 回（2013/1/16）	・ビジネスシミュレーションを用いた授業運営

また、新任教員向けには、入社時に対面研修を実施しており、大学概要、授業コンテンツ制作、大学貸与パソコンの使用と管理、コンプライアンス等について説明を行い、適宜オンライン教員研修も受講させている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養科目は、担当教員で兼任の占める割合が高いが、必修科目はすべて専任教員が担当している。選択科目においても、専任の教務主任が客員教員及び科目担当 TA（ティーチング・アシスタント）を統率する形で連携を図り、責任ある科目運営に努めている。

学則第1条の「目的・使命」において「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とする」と掲げており、教養科目群に人文科学・社会科学・自然科学・キャリアデザインの4つの学問分野を設定し、平成27(2015)年5月1日時点で54科目を開講している。学生にはこれらの分野をバランス良く履修させて幅広い教養を身に付けさせるとともに、学問を探究する姿勢や態度の涵養として、「スタディスキル入門」（平成24(2012)年度秋学期より）と「スタディスキル実践」（平成25(2013)年度秋学期より）という2つの演習科目を必修としている。

本学の教養教育の実施に関わる事項の審議に関しては、平成25(2013)年8月より、従来までの「語学・教養部運営委員会」を発展的解消して語学専門部会と教養専門部会の2つに分けて、個別に詳細な検討を行えるよう組織を再編し、責任ある体制を確保している。各々の専門部会は、非定期ではあるが、1年に複数回を開催しており、語学と教養のそれぞれの教務主任が指揮をとり、学部長、教養及び外国語科目を担当する専任教員と関連業務の職員が協議検討を行い、審議結果を教授会に上申している。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

引き続き法令に定められた専任教員数を確保し、本学の教育目的及び教育課程の編成に即した教員配置を適切に行い、教員の資質・能力向上を目的としたFD活動を推進する。

教員の人事考課に関して、平成24(2012)年度の認証評価受審時の点検・評価で将来計画として掲げた「教育カルテ」は、評価の客観性を高める目的で導入されたものであるが、各種データを収集するための管理負担も大きいため、運用方針を改めることにする。今後は教育の質向上に関わる取組みの実施状況に焦点を当て、半期もしくは1年に一度、学長との個別面談を通じて授業運営状況を振り返り、教育方法の改善等を支援していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

「基準項目2-9を満たしている。」

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

・校地、校舎、設備等の整備と適切な運営

本学は、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用を受けて開学した通学不要の「インターネット大学」である。本特例措置は、平成 26(2014)年 4 月より全国展開され、大学通信教育設置基準の改正に至っているが、「通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよい」こととされている。この要件を踏まえ、本学では、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定される校舎等施設の要件に準拠しながら、大学設置認可時の計画に沿って、福岡及び東京（平成 25(2013)年 1 月に都内の牛込神楽坂より大門に移転）の 2 ヶ所に次表の施設を整備している。

表 2-9-1 施設の整備状況（平成 27(2015)年 5 月 1 日時点）

施設	全施設合計	福岡 キャンパス	東京 オフィス
建物面積合計	1,828.98 m ²	1,413.27 m ²	415.71 m ²
学長・学部長室	65.45 m ²	65.45 m ²	0.00 m ²
会議室	139.44 m ²	91.46 m ²	47.98 m ²
事務室	336.43 m ²	77.19 m ²	212.30 m ²
研究室	367.32 m ²	367.32 m ²	46.94 m ²
教室	143.81 m ²	143.81 m ²	0.00 m ²
図書館	202.99 m ²	202.99 m ²	0.00 m ²
医務室	9.02 m ²	9.02 m ²	0.00 m ²
学習室・控室	0.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²
学習指導室	64.56 m ²	64.56 m ²	0.00 m ²
学生サポートセンター	82.57 m ²	46.54 m ²	36.03 m ²
倉庫・廊下・機械室・収録スタジオ等	417.39 m ²	344.93 m ²	72.46 m ²
建物以外（駐車場等）合計	0.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²
合計	1,828.98 m ²	1,413.27 m ²	415.71 m ²
大学通信教育設置基準に定められた最低限の面積	3,690 m ² 以上		

福岡キャンパス及び東京オフィスの研究室や学習指導室、事務室には、ネットワークセキュリティを確保したインターネット環境を整備している。本学では、いわゆる教室での対面授業は行わないが、福岡キャンパスには教室を 1 室配置し、学生向けの履修相談会や学生の自主的な勉強会等での使用を認めるなど便宜を図っている。

福岡キャンパスの施設の管理及び使用については、必要事項を「サイバー大学施設管理規程」に定めている。本学の開学と同じく平成 19(2007)年に竣工された福岡キャンパスは、昭和 56(1981)年建築基準法施行令改正の新耐震基準を満たしており、ワンフロアで完結す

る場所を確保し、障がい者や年配者に対するバリアフリー化への配慮も行っている。防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、入居ビル全体で警備会社と契約し、24時間機械警備を行っている。

・実習施設、図書館等の整備と適切な運営

紙媒体の蔵書に関しては、平成27(2015)年4月時点で、大学設置認可時の計画に掲げた「10,000冊程度」を上回る19,024冊（和書：14,022冊、洋書：5,002冊）を福岡キャンパスの附属図書館に配架している。開館時間は平日10時から17時まで（土日、祝日は休館）、学生以外の一般の方にも月・水・金曜に開放している。なお、附属図書館の運営に関しては、平成26(2014)年4月の組織再編により学務部教務課の傘下に置かれ、専任教員2人と事務職員2人が図書館担当チームを形成している。

インターネット制である本学の学生は、日本全国の全都道府県、さらには海外にまで広範囲に在住するため、実際のところ、福岡キャンパス内の附属図書館に直接来館する学生は極めて稀である。このような状況下での図書利用促進のため、来館貸出のみならず郵送貸出も行っている。学生は蔵書検索システム（OPAC）を利用して附属図書館内の収蔵図書を検索でき、貸出の便宜向上を目的に、年間2回までの郵送料の大学負担、文献複写サービス等を実施している。平成26(2014)年度の図書貸出郵送実績としては、年間で80人331冊の利用（前年度は52人252冊の利用）があり、年々利用者が増えている。

平成25(2013)年12月には、図書館サービスに関するアンケート調査を実施している。「附属図書館を利用したことがあるか」という設問に対しては、回答者の半分以上が電子資料（日経BP、CiNii、ブリタニカ、JSTOR）の利用について回答しており、利用した理由としては「授業での利用」、「PC等のスキルアップ」、「ビジネスへの利用」などをあげている。郵送貸出・複写サービスに関する設問では、「利用したいが手続きが面倒」という回答が最も多い。また、附属図書館へのリクエストでは、「授業内で紹介してほしい」、「教科書・参考資料・教員推薦図書を充実してほしい」、「電子書籍を増やしてほしい」といったニーズを確認している。図書館の収蔵書籍は、世界遺産学部の学生向けの洋書や古書が多数あり、卒業研究での利用ニーズが高いが、IT総合学部の学生は電子資料の利用を強く求める傾向がある。これらの意見を踏まえつつ、図書館担当チームが年度ごとに運営方針を策定し、サービスの改善に努めている。

また、図書館運営に関する情報収集と他大学等との情報交換を目的に、平成24(2012)年度より私立大学図書館協会に加盟し、毎年開催される総会・研究会に図書館担当の専任教員が出席している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、入学から卒業まで一切のスクーリングも必要としないインターネット大学であるため、1クラスの授業が教室の大きさによって制限されることはない。大学通信教育設置基準では、工学関係の学部で収容定員8,000人の場合、専任教員数は21人以上と定められている。収容定員2,500人のIT総合学部では、本基準に従って21人以上の専任教員数を維持しており、教育効果を十分あげられるように、開講科目には教員のほかに必ずTA（ティーチングアシスタント）を配置している。

教室で行う授業のように、指定の曜日や時間に教員・TAが拘束されることはないが、代

わりに指導の質を担保するためのルールとして、学生からの質問に対して教員・TAは24時間以内(土日・祝日を除く)に回答することを業務ガイドラインに定め、運用している。原則として、すべての授業に最低1人のTAを配置しているが、添削指導を要するような演習科目など、学生指導の負荷が高い科目では、必要に応じて複数人の指導教員やTAを配置することで対応している。また、TAの採用時には、授業形態や履修人数等による科目別の指導負荷を考慮し、1ヶ月当たりの稼働時間に合わせて傾斜を付けた月額報酬単価を設定して契約を結び、全学生の受講に目を配るよう努めている。なお、卒業研究科目のゼミナールや運営実績のない新規開講科目では、教員が十分な指導を行えるよう、1クラス当たりの定員を設けて適切に履修管理を行っている。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

対面授業を行わないことから、実際に校舎・施設等を学生が利用する機会はわずかであるが、施設の管理及び使用については、引き続き「サイバー大学施設管理規程」の定めに従い、適切な運用に努める。

また、本学のようなオンライン大学の教育環境とは、日々の学修を行うインターネット上のキャンパスのことであり、日本全国や海外に在住するすべての学生にとって快適な環境を整備することが求められる。現在利用中の学習管理システムは平成24(2012)年4月から利用し始めて3年を経過しているが、学生の意見に耳を傾けながら、次世代システムの検討を開始する予定である。

【基準2の自己評価】

基準2全体について、求められる要件を満たしているといえる。

まず、学生の受入れについては、「アドミッション・ポリシー」に沿った入学者獲得のための継続的な努力の結果、直近3ヶ年では、編入学生を含めて毎年安定的に400人を超える入学者を獲得できるようになっている。平成28(2016)年5月には、収容定員充足率70%を超える見通しであり、着実に改善が進められている。

本学IT総合学部のカリキュラムでは、学部の教育研究上の目的を踏まえて、コース・プログラムを履修上の区分として定義し、「ディプロマ・ポリシー」と「カリキュラム・ポリシー」の下、開設科目の順次性・体系性を示した「科目履修体系図」(カリキュラムマップ)を学生に提供している。

「高度メディア授業」の要件に従い、すべての授業をインターネットで行う本学では、教育質保証のためのコンテンツ制作ガイドラインに沿って、授業設計を行う体制を整備している。科目担当教員は、FD専門部会の活動やコンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーチームによる授業の制作・開発支援を受け、教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。

本学の学修支援は、学務部傘下の授業サポートセンターにメンター(LA:ラーニングアドバイザーとTA:ティーチングアシスタント)を配置し、教職協働で運営している。とりわけ新入生に関しては、入学オリエンテーションの開催や、「基礎力診断テスト」(国語・数学・英語・情報リテラシー)と「リメディアル科目」の提供、教養必修科目「スタディスキル入門」などを整備し、組織的な支援を強化している。

単位認定基準や卒業認定基準は、「サイバー大学履修規程」に定めており、各科目の成績評価は、「シラバス作成ガイドライン」に基づいて厳正に運用している。また、進級基準に関わることとしては、修得単位数やGPAの基準に満たない者に履修指導を行うことを制度化している。

キャリアガイダンスについては、教育課程内では、平成24(2012)年度より教養科目群の1分野に「キャリアデザイン」を追加し、職業実践力育成のための科目を増やしている。教育課程外では、学生サポートセンター内に「就職相談窓口」を設け、学生及び卒業生からの就職・転職の相談などを随時受け付けている。

教育目的の達成状況の評価としては、全学生及び卒業生対象にアンケート調査を毎年実施している。これらのアンケートの集計・分析結果は教職員にフィードバックされており、大学全体における教育内容・方法及び学修指導の改善に活かされている。

学生サービスについては、学生サポートセンターが窓口となり、奨学金申請に関する相談、インターンシップ等の支援、身体に障がいをもつ学生への受講上の配慮事項の確認等を行っている。

教員の採用・昇任等は、学内の人事関連規程に基づいて適切に運用しており、法令に定められた専任教員数を確保し、教育課程の編成に即した教員配置を行っている。また、教員の資質・能力向上のための取組みは、FD専門部会による授業評価アンケート分析結果の共有や、授業運営改善のためのFD研究会を毎年開催している。

インターネット制である本学の学生は広範囲に在住するため、福岡キャンパスや附属図書館を直接訪問する人はわずかであるが、法令及び学内規則に従い、施設・設備を整備している。附属図書館では、学生アンケートの結果を踏まえながら、貸出郵送サービスの実施や電子資料の充実を図り、遠隔支援を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

サイバー大学の設置者であるサイバーユニバーシティ株式会社（平成 26(2014)年 5 月より株式会社日本サイバー教育研究所から社名変更）は、親会社であるソフトバンク株式会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」に準拠し、また会社法に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制）に関する基本方針として、以下の事項を取締役会で決議し、「事業報告」に開示している。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社的にコンプライアンス体制を構築し、役職員が法令、定款を遵守する体制を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」を制定し、それに従い、文書管理担当者が職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録・保存する。記録・保存された情報は「情報管理規程」に基づいた取り扱いを受けるものとする。

なお、これらの規程の制定及び改定については、取締役会の承認を得るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、規則・規程を作成することを検討し、組織横断的な損失の危機の管理については、総務担当部署が、各部門所管業務に付随する損失の危険の管理については、各担当部署がそれぞれ行うこととする。

また、現在は事業規模・人員数などから見て独立した内部監査組織は設置しないものの、今後の事業拡大に伴う組織の増大、業務の複雑化の状況を反映し、必要に応じて独立した内部監査組織設置を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌および職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア) 当社がグループ会社として所属するソフトバンク株式会社が定めたソフトバンクグループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する「ソフトバンクグループ憲章」及びグループ会社の役職員に共通の行動規範を当社へ適用する。

イ) ソフトバンク株式会社が導入している代表者宣誓制度及び確認制度に呼応し、当社の代表者が当社の財務報告の有用性と適正性に関する確認書をソフトバンク株式会社へ提出しており、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する体制に寄与する。

ウ) グループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー (GCISO) を長とするグループ情報セキュリティ委員会を中心としたグループでの情報セキュリティ向上の取り組みをふまえて、情報セキュリティ対策を推進する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では監査役を補助する専任スタッフを置かないものの、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事についてはその都度取締役と監査役が意見交換することとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて監査役スタッフを置いた場合、当該者の人事異動については、取締役からの指揮命令を受けないこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

ア) 当社グループに関する重要事項

イ) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ウ) 法令・定款違反事項

エ) コンプライアンス体制の運用

オ) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与え、代表取締役や監査法人等と情報や意見の交換をすることとする。

以上の基本方針に沿って、適法適正な経営の規律維持の観点から、取締役は2人の社内取締役と5人の社外取締役をもって構成し、社外監査役を3人（内1人は常勤）配置して客観性を担保し、監査役会も設置し、監査機能の実効性の確保に努めている。また、法令順守・情報セキュリティ分野においては、それぞれ CCO (Chief Compliance Officer) 並びに CISO (Chief Information Security Officer) を選任し、権限を集中させることで迅速かつ機動的な対応を可能とし、役員・教職員に対し適時適切な啓発・指導を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

株式会社立大学である本学は、開学以来、親会社であるソフトバンクグループと強固なパートナーシップを持った大学運営を行っている。ソフトバンクグループの経営理念は、「情報革命で人々を幸せに」と謳われており、本学は、ソフトバンクグループの基本思想並びに理念の共有を図り、また学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的を踏まえ、学則の第1条に、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と記載している。

大学の設置認可時に掲げたこの使命・目的の実現に向けて、自らの活動を絶えず律するための検証体制としては、学長直轄の組織である事業統制企画室が中核的な役割を果たしている。事業統制企画室は、点検・評価活動を通じて各部署が個別に保有しているデータを体系的・経年的に収集・管理しており、大学事業の経営的な数値目標（出願者数、入学者数、在籍学生数、学生の受講継続率、履修登録単位数など）の設定と併せて、「サイバー大学中期目標」の進捗確認を行っている。

中期目標に関する進捗状況や大学の将来展望については、月に一度の全体朝礼や半年に一度の頻度で開催される「全社キックオフミーティング」において、代表取締役社長及び学長から教職員全体に周知されている。常勤型の教職員は、全社キックオフミーティングで掲げられた組織目標及び所属部署の目標を達成するための個人目標を、人事考課の一環として半期ごとに一度作成し、所属長（教員の場合は学長）との面談で承認を得ることになっている。このようにして、本学では中期目標に基づいた個人目標に対する実績が評価に反映される仕組みを構築しており、教職一体で使命・目的の実現への継続的な努力がなされている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学が、その設置、運営に関連して遵守すべき法令として主なものは、学校教育法、大学通信教育設置基準、大学設置基準、会社法、構造改革特別区域法である。また、インターネットのみを利用して授業を行う大学であるため、高度メディア授業に関する文部科学省告示（「高度メディア授業について定める件」平成19年文部科学省告示第114号）を遵守しなければならない。

各関連法令等の遵守状況のセルフチェックは、事業統制企画室が中心となって行っており、我が国の認証評価機関が定める評価基準等に従って点検・評価している。また、大学の設置認可時の遵守事項が守られているかについては、文部科学省の設置計画履行状況等調査（アフターケア）を受けており、平成19(2007)～平成21(2009)年度、平成24(2012)年度は実地調査、平成22(2010)～平成23(2011)年度は面接調査を受け、各年度の「設置計画履行状況等報告書」（平成23(2011)年度から平成25(2013)年度報告は「留意事項実施状況報告書」、平成26(2014)年度報告は「改善意見等対応状況報告書」）を文部科学省へ提出している。

また、会社法及び関連諸規則の遵守については、会社経営の業務監査並びに会計監査の

一環として、職務執行の妥当性・適正性がチェックされている。

さらに、本学は、福岡アジアビジネス特区を活用し、校舎等施設に関する大学設置基準の要件を満たさずに株式会社立のインターネット大学を設置しているものであり、規制所管省庁である文部科学省により、規制の特例措置に係る評価のための特区調査が本学に対し実施されており（平成 19(2007)年度、平成 20(2008)年度、平成 21(2009)年度、平成 23(2011)年度）、その際、大学、教員、学生に対するアンケート調査票等の資料の提出を求められ、その義務を果たしている。また、1～2年に一度の頻度で、内閣府より「構造改革特区計画の経済的社会的効果及び実施状況に関する調査」を受けており、福岡市を通じて回答書を提出している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の取組みとして、本学では親会社が推進するペーパーレス業務を実践しており、平成 24(2012)年度以降は、各種クラウドサービスや PC 及びタブレット端末等の積極的活用により、学内会議において紙資料の配布を行わないよう徹底している。また、省エネ対策では、経営管理部総務担当による管理の下、照明器具の交換や、室内温度の適正管理、クールビズの推奨、エアコン等のメンテナンス、端末の省エネモード設定推奨などを行い、経費削減の努力とともに環境に配慮している。

人権に関しては、ソフトバンクグループ全社の役職員共通の行動規範として定められている「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」に従い、教職員のハラスメントに関し、「正社員就業規則」の第 78 条「人権尊重および差別並びにハラスメントの禁止」において明確にこれを規定し（「臨時社員就業規則」第 61 条）、該当する行為については、第 88・90 条（「臨時社員就業規則」第 89・91 条）に基づき「懲戒」を行うこととしている。

教職員は、「コンプライアンスコード」を遵守し、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社研修時にその説明を受けている。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、コンプライアンス責任者の COO（Chief Compliance Officer）への学内ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい相談の場合に利用可能な「グループホットライン」、さらに社外窓口（外部法律事務所）の 3 つの窓口があり、厳格に運用している。

学生のハラスメントに関しては、平成 23(2011)年 9 月、「学生に対するハラスメント防止委員会」を設置し、「学生に対するハラスメント防止委員会規程」に必要な事項を定め、また、全構成員（教職員・学生）が認識すべき事項として、別途「学生に対するハラスメント防止ガイドライン」を定め、本学ホームページ及び学習管理システム内で学生及び教職員に開示し、学生および関係者が相談しやすい窓口体制を整えるとともに、教育、研究、修学に係る快適な環境の保持に向けた啓発活動を行っている。

教職員の健康の確保については、管理職が部下の過重労働の防止に努めるとともに、医療・心理の専門スタッフが常駐するソフトバンクグループの「ウェルネスセンター」から、毎月 1 回、産業医が来校し、一定の労働時間を超えた従業員等に対し面談を行い、隠れた健康リスクを早めに回避するよう努めている。

安全への配慮として、危機管理体制の整備と機能については、リスクの防止及び重大な

リスクが顕在化した緊急事態発生時の人的損失、社会的損失及び経済的損失を最小化することを目的として、「リスク管理規程」を定め、運用している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）が公布され、平成 23(2011)年 4 月 1 日から施行されたことを受けて、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設け、教育情報を公表している。

また、財務情報に関しては、開学した平成 19(2007)年度から平成 21(2009)年度、及び、平成 24(2012)年度の認証評価受審時に作成した自己点検評価書において、財務の状況を開示している。株式会社立である本学は、会社法、構造改革特別区域法、福岡市情報公開条例に則り、官報へ決算公告を行うとともに、業務及び財産の状況を記載した書類を作成し、福岡キャンパス、東京オフィスの 2ヶ所に備え置き、入学を希望する者その他の関係人から閲覧または謄写の請求のあった場合、それに対応することとしている。さらに、本学は福岡市のアジアビジネス特区を活用して設置したものであるため、福岡市との協定書に基づき、福岡市に対し、四半期ごとの経営状況報告を行っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」や会社法に則り、経営の透明性と健全性を維持するとともに、環境保全、人権、安全への配慮を行いながら、本学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしていく。

平成 24(2012)年度の認証評価受審時に、「財務情報のホームページでの公表が望まれる。」という参考意見を受けているため、平成 27(2015)年度以降は、本学運営会社の「貸借対照表」及び「損益計算書」を含む「事業報告書」の公開を行う予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

株式会社立大学である本学では、学校法人の理事会に相当する機関として、定款第 4 条に基づき取締役会を設置し、原則 3ヶ月に 1 回以上の開催を「取締役会規程」に定め、実際は月 1 回程度の頻度で毎年開催している。平成 26(2014)年度の実務取締役の出席率平均は約 8 割となっている。「取締役会規程」及び「決裁基準表」にて取締役会の付議基準を明定し、部以上の新設・廃止・統合、人事要員計画の決定（人件費予算）、研究以外の教員表彰の決定、懲戒の決定、事業計画の承認、予算承認をその専決事項として定め、業務執行に関する重要事項の決定にあたりるとともに、取締役の職務の執行を監督することとしている。

本学の設置会社は、定款第 4 条に基づき「監査役会」を設置している。「監査役会規程」

において、監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることと規定している。

また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨等の取締役からの報告に対し、監査役会は必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じることとし、内部牽制の有効性を確保することとしている。監査役監査の結果は、会社法第381条1項に則り「監査報告書」を作成し、取締役会並びに定時株主総会にて報告されている。

取締役の選任は、会社法第329条に基づき株主総会で行っており、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類に「選任の理由」を記載し、各人の専門性に配慮している。取締役会で選任された常勤の代表取締役社長は、休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中、その職務に従事し、取締役会で決定した経営方針に基づき、日常の業務執行を指揮している。代表取締役社長には、「稟議規程」に基づき1,000万円未満までの決裁権限を与えており、また、その経営判断に資することを目的に「経営会議」を設置しているほか、業務の執行を経営管理部が補佐している。

さらに、取締役会決議の執行に係る様々な意思決定に機動性を与えるための体制として、社内、学内の部局横断的な重要施策の企画調整を行うことを目的に、管理職ミーティングを原則週1回開催しており、代表取締役社長、学長、副学長、学部長、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、システム部長、法務部長、法人営業部長が参加している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、定款、「取締役会規程」に則り、適正な会議運営に努め、適時適切な戦略的な意思決定を行うとともに、取締役会決議事項の機動的かつ円滑な執行に努める。

現在、本学の設置会社は、会社法第2条第6項に定義される「大会社」ではないため、会社法第328条第1項の監査役会設置義務はない。平成27(2015)年度までは、従来どおり監査役会による監査を行い、平成28(2016)年度以降は、株主総会で定款を改定し、監査役による監査を実施するものとする。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学での意思決定は、原則として、教育研究組織、事務組織、各種専門部会で発議された事案について、諸規程の定めに従い、教授会の運営を円滑に行うために必要な事項を審議する全学運営委員会で事前審議の上、教授会の審議を経ることとしている。また、経営に関わる重要事項は経営会議で事前審議の上、取締役会に諮り、法人組織のコンセンサス

も得ている。

教学組織と法人組織における、教育研究並びに経営に関する権限と責任に関しては、「決裁基準表」で規定し、全教職員が閲覧できるようにしている。教授会は、教学組織における最終意思決定機関と位置付け、その権限と責任に関し必要な事項は「サイバー大学教授会規程」に定め、専任教授・専任准教授をもって組織し、原則として月1回以上開催し、構成員の8割以上が毎回出席している。また、経営管理部長と学務部長が職員側の代表者として参加し、各課・センターの職員からも頻繁に教授会への審議事項を上程している。

なお、学校教育法施行規則第143条の定めに従い、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される教授会の代議機関として、教員及び助手の人事関連事項について審議、決定する人事審議会を設置している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長の選考は、サイバーユニバーシティ株式会社取締役会において決議することとし、取締役会から教学に係る最高責任者としての権限を委任され、その下で権限を行使することとしている。本学では、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成26年8月29日付け26文科高第441号)の通知に則り、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するため、平成26(2014)年12月に内部規則等の総点検・見直しを行っている。学生の入学、卒業に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程、授業及び試験に関する事項、教務教則に関する事項、人事に関する事項、学生の懲戒・退学・休学等の手続きに関する事項等は、教授会もしくは人事審議会、全学運営委員会等の会議体で意見を聴くことを必要とした上で、学長が決定するものであることを関連諸規程において明確に定義し、教職員全体に周知している。また、「組織規程」でも、学校教育法第92条に則り、「校務をつかさどり、所属教職員を統監する」ものとして学長の職務を明記しており、教授会をはじめとする学内の主要な会議体の議長に学長を充てることで、その権限を高め、リーダーシップが発揮されやすい体制を確保している。

教授会及び人事審議会、また教授会の事前審議機関である全学運営委員会、さらに入試判定委員会の議長について、いずれも学長をもって充てることを規程に明記し、会議を主宰し議事進行を担う立場であることを明確化するほか、議決時に可否同数の場合の決裁権限、規程で定められた構成員以外の者の任命・招致権限等を与えている。

学長を補佐する体制としては、主に学外の高等教育機関等との教育事業連携を補佐する副学長を1人、取締役会で選任している。加えて、大学事業の点検・評価や予算達成のための中長期的戦略策定等を担う部局として、平成25(2013)年6月に、従来までの「自己点検評価室」を解体し、代わりに「事業統制企画室」を学長直轄の組織として設立している。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

引き続き組織規程及び関連諸規程等に沿って、学長のリーダーシップの下、大学の意思決定及び業務執行が適切に機能するよう努めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人組織においては、経営の基本方針および経営活動を推進するとともに、重要事項を協議検討し、代表取締役社長による経営判断に資することを目的に、代表取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置している。経営会議の構成は、社長以下の事務系管理職のほか、教学組織を代表する立場で学長を構成員としている。監査役も本会に参加し、意見を述べられることと規程に定めている。

学長兼 IT 総合学部長には取締役を兼務させ、法人・教学の両部門の橋渡し役として、教学組織を代表する立場で取締役会に参加させている。また、会社法第 383 条の定めにより、監査役も取締役会に参加している。

教授会の事前審議機関である全学運営委員会は、学長以下、副学長、学部長、専門・教養・語学教務主任、学生主任等の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、法務部長、システム部長等の職員管理職を構成員としている。構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も本会に参加し、意見を述べられることと規程に定めており、部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学では、学校設置会社としての法人組織の意思決定は取締役会及び経営会議で行い、大学としての教学組織の意思決定は教授会及び全学運営委員会で行うことで独立性を担保している。加えて、代表取締役社長及び学長以下、各部署の役職者が、法人及び大学の複数の会議体に出席することで、迅速な情報共有や意思疎通を図るとともに、相互チェックを行っている。

本学の設置会社は、学校法人の監事に相当する役割として、定款第 4 条に基づき監査役を配置している。監査役の選任は、定款第 28 条において「株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。」と定め、適切に運用している。

本学では、社外監査役を配置し、監査役会も設置している。監査役の職責と、それを果たす上での心構えを明らかにし、併せてその職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準および行動の指針を定めるものとして、「監査役監査基準」を定め、監査の実効性の担保に努めている。そして、監査役会の監査結果は、会社法第 381 条第 1

項に則り「監査報告書」を作成し、取締役会並びに定時株主総会にて報告されている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学部運営委員会は、委員長を学部長とし、構成員を専任教員とする旨規程に定めており、学部長のリーダーシップの下、協議検討した内容を、委員長である学部長もしくは学部教務主任から教授会の事前審議機関である全学運営委員会へ上程することとしている。

また、本学では、特定事項の審議を行う各種専門部会・委員会を置いているが、「FD 専門部会」、「IT 総合学部専門部会」、「語学専門部会」、「教養専門部会」、「学生専門部会」、「入試判定委員会」などでは、教授会構成員以外の若手教員のほか、事務系管理職の学務部長、学生サポートセンター長なども構成員とするなど、教学運営に職員の意見も取り入れることとしている。

教員・助手の任用・昇任等を審議、決定する、教授会の代議機関としての人事審議会の構成員は、審議員長の学長以下、学部長、専任教授の中から教授会にて選任する者若干名のほか、事務系管理職の人事所管部署長と学務部長を充てており、また、議決には審議員長及び人事所管部署長の同意を必要とする、と規程に定めている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校設置会社の法人組織と大学部門の教学組織の意思決定については、関連法規や諸規程に沿って適切に運用する。また、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に出席することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックが機能するような体制を保持していく。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5 の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の設置会社は、「組織規程」並びに「業務分掌表」において、大学部門及び法人部門の組織と業務分掌を明確に規定し、業務の遂行に必要な職員を適切な人数確保している。

大学部門には、次表のとおり、事業統制企画室、研究機構、学務部、システム部の4部署を配置しており、更に学務部の中を、学生サポートセンター、システムサポートセンター、教務課、研究推進課、授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、入試課の7つのセクションに分割し、各々に課長もしくはセンター長を置くことで、所管事項に応じた業

務執行を機能させるとともに、権限を適切に分散できている。

経営管理部と法務部の2部署は、大学部門及び法人部門の両輪に関わる組織に位置付け、学務部、システム部、経営管理部、法務部の4部署を総称して「事務局」と呼んでいる。また、eラーニングシステム等の社外販売事業の展開等を目的に、平成23(2011)年11月に設置した法人部門(法人事業本部)には、法人営業部とイノベーション・アーキテクツ部のほか、法人関連のシステム開発・保守等を担うシステム部をミラー組織で併置している。

表 3-5-1 業務分掌表 平成27(2015)年5月1日付

(「組織規程別表業務分掌表」より抜粋し、学務部内の課・センターの役割を整理)

統括部門	部署名(人)	大分掌事項	
	経営管理部(7人)	経営企画に関する事項 経理・財務に関する事項 人事・総務・庶務に関する事項 広報に関する事項	
	法務部(1人)	法務に関する事項	
法人部門	システム部(9人)	システムに関する事項 セキュリティに関する事項	
	法人営業部(10人)	法人向け営業に関する事項	
	イノベーション・アーキテクツ部(1人)	新規事業に関する事項	
サイバー大学	事業統制企画室(3人)	大学事業の統制に関する事項	
	研究機構(2人)	プロジェクト研究に関する事項	
	学務部(20人)	学生サポートセンター	学生に関する事項
		システムサポートセンター	システムの利用に関する事項
		教務課	教務に関する事項
		研究推進課	研究に関する事項
		授業サポートセンター	学修支援に関する事項
		コンテンツ制作センター	コンテンツに関する事項
		入試課	学生募集に関する事項
	システム部(9人)	システムに関する事項 セキュリティに関する事項	

※人数には兼務を含む。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

常勤職員の人事考課については、ソフトバンクグループの人事制度に準じ、大学部門全体の組織目標及び所属部署の目標に沿って、半期ごとに個人目標を立て、それに対する達成度で賞与査定等を行う目標管理制度(MBO〔Management By Objectives〕)を導入してい

る。また、常勤職員の昇格を判定する評価制度として、職員の階級を大きく6段階のグレードに分割し、「裁量の大きさ」、「管理責任の大きさ」、「組織業績への影響の大きさ」、「専門性の高さ」、「業務の複雑さ」、「創造・革新の必要性」、「折衝調整の難易度」などの7つの観点で評価を行う「コア・ミッション評価」を年に一度行っている。また、大学部門の中核的な事務組織である学務部では、部員にMBO評価制度で各自が設定した個人目標の進捗を自己管理し、適切に業務を遂行させるために、週報の提出を義務付けており、大学の使命・目的の達成と個人のモチベーション向上の体系的な統合化を図り、業務の効果的な執行体制の確保に努めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

ソフトバンクグループの人材育成機関である「ソフトバンクユニバーシティ」は、テクノロジー、ファイナンス、ビジネススキルに係る「コア能力開発プログラム」を提供しており、グループ従業員としての本学職員も、自己のキャリア目標に合わせて受講できることとなっている。また、同グループのコンプライアンス事務局が提供する研修プログラムも、適宜、対象職員に受講させている。

オンライン大学である本学は、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者をインストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーとして必要数保持し、組織的に研修を行い、チームとして教材制作に関わるなど、教育の質を担保するための専門スタッフの質の向上に努めている点が大きな特色である。インストラクショナルデザインに基づく教材の設計・開発体制は、開学以来、再作成も含めて累計400科目を超える授業制作の実績があり、コンテンツ制作センターのスタッフには、主任インストラクショナルデザイナーが設計した研修プログラムに沿って、授業制作の各種ガイドラインに基づく実務スキルを身に付けさせている。また、本学での実務に直結する実践的研修とは別に、日本イーラーニングコンソシアムが提供するeLP（eラーニング・プロフェッショナル）ベーシック講座の受講により専門資格を取得させ、eラーニングに関する基本的な理論や業界動向も修得させている。

また、学生サポートセンター職員は、メンタルヘルス関連のセミナーへの参加、研究推進課職員は、毎年度、日本学術振興会の科研費実務担当者説明会に参加するなど、担当業務に関する専門知識・技能向上のための研修を受講している。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上のための研修については、人事所管部署の主導により、①入社時の基礎的研修、②入社後の専門知識・技能向上のための研修、③管理職昇進時の研修など、職員個々のキャリアパスを見据えて組織的かつ計画的に実施できるよう整備を行う。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の継続性・安定性の観点から、学校設置会社であるサイバーユニバーシティ株式会社の財務基盤の確立のため、毎年度の取締役会にて5ヶ年の中期事業計画を決議し、その計画に基づいた適切な運営に努めている。具体的に、中期事業計画の達成に向けて、収益事業収入の改善のために注力してきた重点施策は以下の3点である。

- (1) 売上高の源泉である学生募集力の強化
- (2) 受入学生の履修継続率を高めるための教育課程の充実と学修支援体制の強化
- (3) eラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る社外販売事業の展開

大学事業単体での損益改善に関しては、平成24(2012)年1月度取締役会の中期事業計画よりも前倒しで遂行することができ、近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加と併せて、サービスに対する適正対価を目指した不断のコスト削減を継続してきた結果、平成26(2014)年度は営業損益▲0.2億円まで赤字を圧縮することができている。単年度での収支は毎年着実に改善しており、平成27(2015)年度における大学事業単体の営業損益での黒字化は達成できる見通しとなっている。

財務面については、毎年、会計監査を受けており、その際、企業の継続性を証するためにソフトバンクグループ株式会社の代表取締役社長名義でサポートレターを受領し、極度借入枠として親会社といつでも引き出し可能な極度借入（コミットメントライン）契約を締結している。現状19.1億円の借入を受けている一方で、貸借対照表上の累計損失（純資産合計のマイナス分）は16.7億円であるため、累計損失は全て借入で充当しており、これを実質的な出資と捉えれば、累積赤字状態ではないといえる状況である。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学生募集強化による入学者数の増加と、学修支援強化による在籍学生の履修継続率向上により、次表のとおり、大学全体の履修者数が年度ごとに上昇しており、IT総合学部正科生の1人当たりの平均履修単位数についても、直近4学期間は13単位を超えるまでに引き上がっている。本学の場合、学費について単位制を導入しており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。故に、履修単位数の増加＝売上高の増加により、財務基盤の安定化に大きく寄与している。

表 3-6-1 IT 総合学部正科生の履修者数、履修単位数、平均履修単位数の推移

年度	H22		H23		H24		H25		H26	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
履修者数*	431	418	492	558	754	695	821	832	1,061	1,050
履修単位数*	5,211	4,572	5,841	6,282	9,304	8,654	10,769	10,889	14,034	13,607
平均履修単位数*	12.1	10.9	11.9	11.3	12.3	12.5	13.1	13.1	13.2	13.0

(*) いずれも IT 総合学部の学生のみで算出

平成 23(2011)年 11 月より、新規事業として法人事業本部を立ち上げて、社外販売を強化することで授業料等の収入とは別に、収益事業収入の増加にも努めている。具体的な実施策としては、ソフトバンクグループを始め、一般企業研修向けに e ラーニングシステム、語学研修ソリューション、モバイルラーニング用のアプリケーションや研修コンテンツの提供等を実施しており、例えば、大学内で開発して学生に提供している「Cloud Campus」(モバイル端末対応を含むクラウド型学習管理システム)や、授業コンテンツ作成のためのクラウド型オーサリングアプリケーション「CC Producer」、iPhone / iPad / Android 向けコンテンツ受講専用アプリ「CC Handy」を他大学や一般企業にも提供し、収益の改善に努めると同時に、本学の e ラーニング運営実績として蓄積された教育技術的ノウハウやシステム資産を社外販売によって流通させることで、社会貢献にも寄与している。

本学の場合、株式会社立大学であることから、会社法の定めに基づき、企業会計により財務諸表を作成している。法人事業本部の立ち上げ前年度である平成 23(2011)年度は、法人全体の年間売上は 6.2 億円という状態であったが、立ち上げ後の平成 24(2012)年度以降は、年間 10 億円以上の売上にまで大幅に向上している。また、直近の平成 26(2014)年度は、大学及び法人の両事業の複合による 14.6 億円の大型売上(大学事業で制作した講義コンテンツを法人事業のプラットフォームで公開講座として配信)があり、法人全体の当期純利益は 13.7 億円に達している。法人全体としては、これらの社外販売事業の売上が加わり、平成 24(2012)年度より現在まで 3 ヶ年連続で黒字の状況である。

外部資金の導入について、株式会社立大学である本学は、私立大学を設置する学校法人に適用される税制上の優遇措置を受けることができない。したがって、企業等からの受託研究費・共同研究費等の受入れ促進には一定の限界があるが、科学研究費補助金の受入状況としては、平成 22(2010)～平成 26(2014)年度までの過去 5 年間ににおいて、直接経費 2,815 万円(内訳:研究代表者 2,610 万円、研究分担者 205 万円)、間接経費 844 万円(内訳:研究代表者 783 万円、研究分担者 61 万円)である。

(3) 3-6 の改善・向上方策(将来計画)

近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、大学事業単体での営業損益は平成 27(2015)年度に初めて黒字を達成できる見通しである。法人全体としては、平成 24(2012)年度より現在まで 3 ヶ年連続で黒字の状況であるが、未だ過年度の事業赤字による長期借入金が残っている状態のため、今後も取締役会にて承認可決された中期事業計画の達成を目指し、安定的な黒字経営を継続していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学は株式会社立大学であることを踏まえ、会社法第 431 条の定めに基づき、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って当社の会計基準を「経理規程」に定め、会計処理を実施している。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わるマニュアルを作成し、「経理業務運用マニュアルリスト」に一覧化しているとともに「経理業務（月間）総体図」にて一覧化（フロー化）している。

年度予算の編成は、次のとおり行っている。毎年秋頃、各部署から提出される次年度の予算要求について、経営管理部経理担当が取りまとめて内容精査を行い、その後、代表取締役社長及び学長、経営管理部長、その他の部署長が集まる予算会議を開催して意見調整し、年内を目処に経営会議にて全社の予算案を策定する。そして、社内承認を経た予算案については、通常年明け以後に行われる親会社の予算レビュー会議と取締役会に付議し、5ヶ年分の中期事業計画と併せて承認・可決される手続きを踏んでいる。

予算の執行は、経営管理部経理担当による全体管理の下、各部署にて月毎に、予算と実績の差異を要因分析するための「予実管理シート」を更新し、次月以降の見通しを精査している。経営管理部長は、各部署の予算・実績精査の結果を踏まえ、取締役会にて予算計画に対する見通し売上及び見通し営業利益や、営業損益の前年同月対比について報告を必ず行っている。また、予算売上の達成に著しく困難が予想される事案が発生した場合には、迅速に補正予算を編成し、「稟議規程」の「決裁基準表」に則り、経営会議及び取締役会にて承認を得ることとなっている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は独立会計監査人である外部の監査法人と契約し、これが行っている。また内部監査はサイバーユニバーシティ株式会社の常勤および非常勤により構成される監査役会及びソフトバンク株式会社の業務監査室（以下 SB 業務監査室）が担っている。

また各々が定期的な監査を実施しており、監査役会と監査法人、SB 業務監査室とがそれぞれ連携して、監査及び内部統制の面から企業統治を果たしている。

以上により、会計処理は一般に公正妥当と認められる企業会計に基づいて、適切に履行されており、また会計監査も、ソフトバンク株式会社の業務監査室の「内部監査」、監査役会の「監査役監査」、公認会計士が行う「会計監査」のすなわち「三様監査」が相互に情報交換し連携しており、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

株式会社立大学であることを踏まえ、今後も会社法及び企業会計に基づく会計基準を定めた「経理規程」に従って、会計処理及び予算の遂行を厳正に管理する。

[基準3の自己評価]

基準3全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の設置者であるサイバーユニバーシティ株式会社では、学校法人の理事会に相当する機関として取締役会を設置し、親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」や会社法に基づく内部統制システムにより、使命・目的の実現に向けて経営努力を継続している。

取締役会での戦略的意思決定に関しては、「取締役会規程」及び「決裁基準表」に定める付議基準に則り、代表取締役社長が指揮を取って適正な会議運営を行っている。また、教学組織の意思決定は、平成26(2014)年12月に内部規則等の総点検・見直しを行い、教育研究に関する重要な審議事項は、教授会等の会議体で意見を聴くことを必要とした上で、学長が決定するものであることを明確に定めている。

部門間のコミュニケーションとガバナンスに関しては、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に参加することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックが機能する体制を保持している。

権限の適切な分散と責任の明確化に関しては、「組織規程」及び「業務分掌表」において各部署の役割を定義しており、使命・目的の達成のため、業務の遂行に必要な職員を適切な人数確保するとともに、職員の資質・能力向上のための研修を実施している。

財務基盤と収支に関しては、近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、大学事業単体での営業損益は平成27(2015)年度に初めて黒字を達成できる見通しである。今後も黒字経営を継続することで、安定的な財務基盤の確立を目指していく。

会計処理は、株式会社立大学であることを踏まえ、会社法及び企業会計に基づく会計基準を定めた「経理規程」に従い、適正な処理を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「サイバー大学学則」第 2 条において、以下のとおり自己点検・評価等の実施について定めている。

(自己点検・評価等)

本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

この定めに基づき、本学の使命・目的の実現に向けて、自らの活動を絶えず律するための内部質保証の体制としては、大学部門内に設置された事業統制企画室がその役割を果たしている。

自主的・自律的な点検・評価の結果については、開学年度の平成 19(2007)年度から平成 21(2009)年度まで各年度の「サイバー大学自己点検・評価報告書」を作成し、大学ホームページで公表しているほか、平成 24(2012)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、適合判定を受けている。また、自己点検評価書のなかで本学独自の評価基準「e ラーニングの実施体制」を設け、インターネットによる遠隔教育に関する自己点検・評価を実施している点につき、優れた点として評価されている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

従来、本学の点検・評価活動を実施する役割は「自己点検評価室」が担っていたが、平成 25(2013)年 6 月からは、点検・評価を実施した結果に基づき、大学事業の改革・改善を可及的速やかに実行できる学長直轄の組織として、「事業統制企画室」へと発展的に解消をしている。

事業統制企画室の権限については、「組織規程」別表の「業務分掌表」で定義し、その責任体制を明確にしている。平成 27(2015)年 5 月時点で、事業統制企画室は、学長による監督の下、人事審議会を経て学長が任命した室長 1 人を置き、その権限を背景に機動的な点検・評価活動を行えるようにしている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

開学年度の平成 19(2007)年～平成 21(2009)年までは 3 ヶ年連続で点検・評価活動を実施し、その結果を「サイバー大学自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表している。その後、完成年度を超えた後は、平成 23(2011)年度までの開学 5 ヶ年の実績として、平成 24(2012)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、以後の報告書作成は 3 ヶ年ごとの周期を基本として、本自己点検評価書で平成 26(2014)年度までの実績を点検・評価している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012)年度の認証評価受審時の点検・評価では、将来計画として自己点検・評価報告書の作成・公表の周期を 3～4 年と定めており、完成年度以後は、点検・評価結果を踏まえた改善フィードバックに重点を置いてきたところである。引き続き、学長直轄の組織である事業統制企画室の主導により、点検・評価に基づく大学事業の改革・改善につなげていく。

また、事業統制企画室の所管事項、構成等を明確に定義するため、「サイバー大学事業統制企画室規程」を制定し、教職員に周知する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学における自己点検・評価の主たる活動としては、事業統制企画室が中心となり、各部署に対し、課題の進捗等を確認するための「点検・評価ヒアリング」を実施している。ヒアリングの際に用いている「改善タスクリスト」では、認証評価や設置計画履行状況等調査で受けた意見を取り入れるとともに、「サイバー大学中期目標」の項目も加えて事業統制企画室がタスク項目を作成し、「担当部署」「期日」「完了状況」「対応状況（実績/今後の計画）」「ヒアリング内容」を記載する。ヒアリング結果はエクセルで一覧表とし、本表及びエビデンス資料について、関連部署の関係者が横断的に閲覧できるよう、共有フォルダに格納している。

なお、平成 25(2013)年 6 月に事業統制企画室を設立して以来、室長は、大学部門の中核的な事務組織を束ねる学務部長（平成 25(2013)年当時は教務部事務部長、平成 26(2014)年 4 月から組織再編により学務部が誕生し現在に至る）が兼務しており、常日頃から傘下にある各課・センター等の運営状況について幅広く情報を収集し、改善タスクリストの各項目について、適宜軌道修正を行っている。また、事業統制企画室長は、学務部長の役割

において、事業計画の進捗を週次で確認する管理職ミーティング「部課長会議」や、大学運営に関わる教学組織のあらゆる会議体に参加するなど、半期に一度の点検・評価ヒアリングで各部署から確認した事項について、恒常的にモニタリングを続けている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

事業統制企画室を中心に、恒常的な自己点検・評価活動を行いながら学内データの収集と分析を行っている。とりわけ、すべての授業をインターネット上の学習管理システムで実施する本学では、アクセスログ等の解析により、個々の学生がどの時間帯にどの科目を受講しているかなどの学修状況を詳しく把握できるという利点がある。事業統制企画室は、学務部教務課がシステムから毎週取得する全学生・全科目の受講状況データを活用し、新入生の年代別及び単位修得状況別の受講継続率の検証などを行っている。

また、学則第 2 条に定める「本学の教職員以外の者による検証」の体制としては、「授業評価委員会」を設置している。平成 20(2008)年、平成 21(2009)年、平成 22(2010)年の 3 度、そして完成年度以降は 4 年に 1 回の評価を実施することを前提に、平成 26(2014)年度に第 4 回授業評価委員会を開催し、外部の有識者等からの助言も参考材料にしながら現状把握に努めている。さらに、文部科学省の設置計画履行状況等調査及び特区調査を定期的に受け続けており、その度ごとに大部の報告書及び資料を提出しており、その際にも学内データの収集と分析を行っている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

開学年度の平成 19(2007)年、平成 20(2008)年、平成 21(2009)年の 3 ヶ年の点検・評価活動の結果は「サイバー大学自己点検・評価報告書」とし、平成 24(2012)年度の認証評価受審時の点検・評価結果は「自己点検評価書」として、大学ホームページに公表するとともに、学内の教職員に共有している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

事業統制企画室による「点検・評価ヒアリング」の実施は、エビデンスに基づく自己点検・評価活動の要であるが、実施時期が固定されておらず、直近では平成 26(2014)年 3 月の実施で終わっている。今後は、各部署の理解と協力の下、半期に一度の実施時期を予め固定し、計画的に「点検・評価ヒアリング」を実施するように努める。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

大学全体の自己点検・評価活動は、学長直轄の組織である事業統制企画室が各部署に呼

びかけ、課題の進捗をヒアリングするのみならず、新たな課題や改善方法を提言し、またその一連の取組みを踏まえて、報告書の作成及び編集も同企画室の責任で一元的に行うこととしている。具体的には、基準項目 4-2-①に述べたとおり、事業統制企画室による定常的な「点検・評価 (Check)」、同企画室による「改善 (Action)」の誘導、その後の各部署等による「目標・計画 (Plan)」の立案、そして「実行 (Do)」まで、「改善タスクリスト」によって管理することとしている。

最も重要な課題として、文部科学省による設置計画履行状況等調査や、平成 24(2012)年度の認証評価結果で要改善事項と指摘されていた「定員充足」及び「収支のバランス」の2点については、以上のような自己点検・評価活動に基づく各部署の継続的な対応により、いずれも改善に向かっている。改善状況については、平成 27(2015)年 7 月に「認証評価結果に対する改善報告書」として日本高等教育評価機構に提出し、本学ホームページに公開予定であり、点検・評価結果の活用による PDCA サイクルが効果的に機能しているといえる。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

現在、本学における自己点検・評価活動は、事業統制企画室長が主導的な役割を担うとともに、大学部門の中核的な事務組織を束ねる学務部長が兼務することで、点検・評価の結果を即時改善につなげる仕組みが有効に機能している。しかしながら、事業統制企画室の運営を担う構成員が現時点で室長 1 人のみという体制であるため、教職員の中から室員の職務を担える適任者を選定し、学長が指名する予定である。

[基準 4 の自己評価]

基準 4 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の自己点検・評価の組織体制としては、平成 25(2013)年 6 月より、従来までの「自己点検評価室」から、点検・評価を実施した結果に基づき、大学事業の改革・改善を可及的速やかに実行できる学長直轄の組織として、「事業統制企画室」へと発展的に解消しており、完成年度以後は 3 ヶ年に 1 度の周期で自己点検評価書を作成することとしている。

評価・改善のサイクルを効率的かつ効果的に稼働させるための仕組みとして、事業統制企画室が各部署に対し、「点検・評価ヒアリング」を実施してエビデンスデータを収集し、「改善タスクリスト」を作成している。また、点検・評価活動の結果を報告書としてまとめ、大学ホームページに公開している。

文部科学省による設置計画履行状況等調査や認証評価の結果から、本学の最も重要な課題と位置付けている「定員充足」及び「収支のバランス」の2点については、点検・評価活動の PDCA サイクルを稼働してきたことで、いずれも改善に向かっている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1 地域社会との連携

《A-1 の視点》

A-1-① 地域連携協定等の締結

A-1-② 地域連携による公開セミナーの開催

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携協定等の締結

本学は、平成 19(2007)年度に構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」(特例措置番号 816) と称する規制の特例措置の適用を受けて設立した株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパス（福岡キャンパス）を配置している。本学設置会社は、構造改革特別区域法に基づき、開学前の平成 18(2006)年 7 月より、大学を適正かつ安定的、継続的に運営することを目的とした協定書を福岡市と締結しており、以後も福岡市に対し、四半期ごとの経営状況報告を継続的に行っている。そして、本協定書第 11 条（人材育成のための対応）では、「乙（本学設置会社）は、福岡アジアビジネス特区計画の目的となる人材育成を図るために、開設大学のカリキュラムの内容、授業の実施方法等について必要な対応を講ずるものとする。」、同第 12 条（産業振興に関する交流）では、「乙（本学設置会社）は、産業振興施策のため、開設大学と甲（福岡市）との技術・ノウハウその他に関する交流に努めるものとする。」と定めている。

A-1-② 地域連携による公開セミナーの開催

福岡市との協定書に基づく産業振興施策のため、福岡市創業・大学連携課が運営する「福岡ビジネス創造センター」との共催により、平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度までの 5 年間に計 15 回の無料公開セミナーを開催している。テーマや開催時期は、福岡市と本学とで意見交換を行いながら決定し、発表テーマに相応しい担当講師を本学が学内外から選出して福岡に派遣する役割である。セミナーの内容は、会場でビデオ撮影を行ったものを編集し、大学ホームページで一般公開している。

表 A-1-1 平成 24(2012)～平成 26(2014)年度の福岡市での公開セミナー開催状況

開催日	参加人数	セミナー名
H27/3/13	29 人	IT ベンチャーの成功確率を高める営業戦略・イノベーション戦略について 講師：木村 幹夫 氏（株式会社トーラス 代表取締役）
H27/2/3	19 人	ベンチャー企業の創業と経営～モルフォの創業から今に至るまで～ 講師：平賀 督基 氏（株式会社モルフォ 代表取締役社長）
H26/2/7	11 人	ソーシャル・モバイル時代のビジネストレンド ～ヒトが熱狂して集まるサービスの秘訣～ 講師：サイバー大学 神田 敏晶 客員講師（Kanda News Network 代表）
H25/11/15	7 人	IT で可能な震災復興支援とは ～写真データによる「心の復興」～ 講師：サイバー大学 松本 早野香 講師
H25/7/12	60 人	青果物流通のリエンジニアリング - 在庫ゼロへの取り組み 講師：加藤 百合子 氏（株式会社 エムスクエア・ラボ 代表取締役）
H24/11/9	29 人	「携帯電話・スマートフォンのセキュリティ」 ～生活の情報化と安全対策～ 講師：サイバー大学 園田 道夫 准教授
H24/9/7	36 人	HUBchari でオーサカ革命 挑戦と失敗の中で 講師：川口 加奈 氏（任意団体 Homedoor 代表理事）
H24/7/6	15 人	同族企業（ファミリービジネス）の永続性と発展 講師：西川 盛朗 氏（ヨコハマコンサルティング株式会社 代表取締役会長 兼 日本ファミリービジネスアドバイザー協会（FBAA）理事長）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

福岡キャンパスがあるシーマークビルの活用による公開セミナーは、すでに5年間の開催実績があり、本学の特色である IT・ビジネスに関わる最新テーマを設定しているが、残念ながら参加人数が10数人となってしまったこともある。今後の開催方針について福岡市と協議し、更に地域産業の振興に貢献できるように協力を要請する。

また、福岡市に関わらず、本学の eラーニングシステムを活用して、自治体や企業との連携により、地方創生のための IT 人材育成に協力する方策も検討していく。

A-2 eラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売事業

《A-2 の視点》

A-2-① 法人営業体制の整備

A-2-② eラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売事業

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 法人営業体制の整備

本学を運営するサイバーユニバーシティ株式会社では、平成 23(2011)年 11 月より、新規事業として法人事業本部を立ち上げ、社外販売事業の強化により授業料等の収入とは別に、収益事業収入の増加にも努めている。法人事業本部の体制は、学校設置会社の代表取締役社長が本部長を兼務し、その傘下に法人営業部を設置して、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の販売営業を行っている。

A-2-② e ラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売事業

法人営業部による具体的な営業施策としては、ソフトバンクグループを始め、一般企業研修向けに e ラーニングシステム、語学研修ソリューション、モバイルラーニング用のアプリケーションや研修コンテンツの提供等を実施している。

平成 24(2012)年 4 月より、法人向け LMS(Learning Management System)の「A' OMAI」を提供している。「A' OMAI」は、ソフトバンクグループの通信事業者 4 社（ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)ウィルコム)の従業員約 17,000 人が利用する LMS「e!Campus」と、販売スタッフが利用する LMS「G-Training」を社外向けに商品化したものであり、e ラーニング標準規格の SCORM に対応し、スマートフォン、各種タブレット PC など多くのモバイル機器で手軽に受講ができる点が導入企業から評価を受けている。

また、平成 26(2014)年には、ソーシャル型 e ラーニングシステム「frontshare(フロントシェア)」を開発し、販売を開始している。同システムでは、管理者からユーザに対して一方向の受講を促すだけでなく、ユーザが e ラーニングコンテンツや動画、スライドなどのコンテンツを作成・投稿し、グループ全体に知恵やノウハウを共有することが可能である。このような利用によって、企業内に眠っている最前線の現場で働くスタッフの知恵やノウハウが相互共有され、組織の業務レベル向上が期待されている。

その他、大学内で開発して学生が利用している「Cloud Campus」や、授業コンテンツ作成のためのクラウド型オーサリングアプリケーション「CC Producer」、iPhone / iPad / Android 向けコンテンツ受講専用アプリ「CC Handy」などのシステムを他大学や一般企業に販売しているほか、大学事業が制作した講義コンテンツを法人事業のプラットフォームに搭載し、一般公開講座「e カレッジ」として提供している。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

法人営業部による e ラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売事業については、本学の e ラーニング運営実績として蓄積された教育ノウハウやシステム資産が大いに活かされているが、法人企業向けの展開だけでなく、オンライン教育の発展向上に資する目的で、国内外の高等教育機関等との教育研究交流や単位互換協定を今後積極的に推進していく。

【基準 A の自己評価】

基準 A 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は「福岡アジアビジネス特区」を活用して設立した株式会社立大学であり、構造改革特別区域法に基づき、大学を適正かつ安定的、継続的に運営することを目的とした協定書を福岡市と締結している。そして、地域の産業振興施策のため、福岡市と協力して過去 5 年間に計 15 回の無料公開セミナーを開催した実績がある。

また、本学を運営するサイバーユニバーシティ株式会社は、平成 23(2011)年 11 月より、新規事業として法人事業本部を立ち上げ、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売を行っている。企業研修用システムとして開発した各種製品や、大学内で開発して学生が利用している「Cloud Campus」等の販売のほか、オンライン上の一般公開講座「e カレッジ」を提供することで、社会貢献にも寄与している。